

官報

号外 昭和三十八年三月十三日

○第四十三回 参議院會議録第十三号

昭和三十八年三月十三日(水曜日)

午前十時三十五分開議

議事日程 第十三号

昭和三十八年三月十三日

午前十時開議

第一 緊急質問の件

第二 義務教育諸学校の教科用図書
の無償措置に關する法律案
(趣旨説明)

第三 所得に対する租税に關する
二重課税の回避のための日本国
とオーストリア共和国との間の
条約の締結について承認を求め
るの件(衆議院送付)

第四 所得に対する租税に關する
二重課税の回避及び脱税の防止
のための日本国政府とグレイ
ト・ブリテン及び北部アイルラ
ンド連合王国政府との間の条約
の締結について承認を求めめるの
件(衆議院送付)

第五 所得に対する租税に關する
二重課税の回避及び脱税の防止
のための日本国とニュー・ジー

ランドとの間の条約の締結につ
いて承認を求めめるの件(衆議院
送付)

第六 プラント類輸出促進臨時措
置法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

第七 中小企業信用保険公庫法の
一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

第八 北海道東北開発公庫法の一
部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

第九 医療金融公庫法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議
院送付)

第一〇 道路運送車両法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

一、日程第一 緊急質問の件

一、日程第二 義務教育諸学校の教
科用図書の無償措置に關する法律
案(趣旨説明)

一、日程第三 所得に対する租税に
關する二重課税の回避のための日
本国とオーストリア共和国との間

の条約の締結について承認を求め
るの件

一、日程第四 所得に対する租税に
關する二重課税の回避及び脱税の
防止のための日本国政府とグレイ
ト・ブリテン及び北部アイルラン
ド連合王国政府との間の条約の締
結について承認を求めめるの件

一、日程第五 所得に対する租税に
關する二重課税の回避及び脱税の
防止のための日本国とニュー・
ジーランドとの間の条約の締結に
ついて承認を求めめるの件

一、日程第六 プラント類輸出促進
臨時措置法の一部を改正する法律
案

一、日程第七 中小企業信用保険公
庫法の一部を改正する法律案

一、日程第八 北海道東北開発公庫
法の一部を改正する法律案

一、日程第九 医療金融公庫法の一
部を改正する法律案

一、日程第十 道路運送車両法の一
部を改正する法律案

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、
朗読を省略いたします。

一昨十一日議長において、左の常任委
員の辞任を許可した。

予算委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同日内閣から左の議案が提出された。
よつて議長は即日これを商工委員会に
付託した。

計量法施行法の一部を改正する法律
案

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よつて議長は即日これ
を委員会に付託した。

行政管理庁設置法の一部を改正する
法律案

所得に対する租税に關する二重課税
の回避及び脱税の防止のための日本
国とタイとの間の条約の実施に伴う
所得税法の特例等に關する法律案

同日議長は、左の議員提出案を社会勞
働委員会に付託した。

清掃法の一部を改正する法律案(藤
田藤太郎君外四名発議)

同日議長は、左の内閣提出案を社会勞
働委員会に付託した。

生活環境施設整備緊急措置法案
同日左の内閣提出案を衆議院に送付し
た。

国際連合の特権及び免除に關する条
約の締結について承認を求めめるの
件

専門機關の特権及び免除に關する条
約の締結について承認を求めめるの
件

国際原子力機關の特権及び免除に關
する協定の締結について承認を求め
るの件

<p>国際地震工学研修所を設立するための国際連合特別基金の援助に関する日本国政府と特別基金との間の協定の締結について承認を求めめるの件 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案 道路交通法の一部を改正する法律案 港湾整備促進法の一部を改正する法律案 商法中改正法律施行法の一部を改正する法律案 農業改良助長法の一部を改正する法律案 電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案 外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案 昭和三十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案 印紙税法の一部を改正する法律案 酒税法の一部を改正する法律案 特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案 同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案</p>	<p>昭和三十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律 印紙税法の一部を改正する法律 酒税法の一部を改正する法律 特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律 同日本院は、国土総合開発審議会委員 本院議員吉田法晴君が去る二月二十八日公職選挙法第九十条の規定により退職者となつたので同審議会委員の補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。</p>	<p>同 中尾 辰義君 同 赤松 常子君 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 文教委員 小林 英三君 社会労働委員 前田 久吉君 同 柳岡 秋夫君 同 中尾 辰義君 同 丸茂 重貞君 同 二木 謙吾君 同 白木義一郎君 同 野上 元君 同 浅井 亨君 同 小平 芳平君 同 小山邦太郎君 同 石田 次男君 同 田畑 金光君</p>	<p>閣税及び貿易に関する一般協定の譲許の追加に関する第十議定書(日本国及びニュー・ジブラント)の締結について承認を求めめるの件 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めめるの件 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。 水産物の価格の安定等に関する法律案(安井吉典君外十一名提出) 水産業改良助長法案(湯山勇君外十一名提出) 同日委員長から左の報告書が提出された。 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の締結について承認を求めめるの件議決報告書 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の締結について承認を求めめるの件議決報告書 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジブラントとの間の条約の締結について承認を求めめるの件議決報告書</p>	<p>北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案可決報告書 医療金融公庫法の一部を改正する法律案可決報告書 道路運送車両法の一部を改正する法律案可決報告書 中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案可決報告書 同日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員長に任命致したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定に基づき本院の同意を求めめる旨の要求書を受領した。</p>
<p>昭和三十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案 印紙税法の一部を改正する法律案 酒税法の一部を改正する法律案 特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案 同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案</p>	<p>昭和三十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案 印紙税法の一部を改正する法律案 酒税法の一部を改正する法律案 特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案 同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案</p>	<p>同 中尾 辰義君 同 赤松 常子君 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 文教委員 小林 英三君 社会労働委員 前田 久吉君 同 柳岡 秋夫君 同 中尾 辰義君 同 丸茂 重貞君 同 二木 謙吾君 同 白木義一郎君 同 野上 元君 同 浅井 亨君 同 小平 芳平君 同 小山邦太郎君 同 石田 次男君 同 田畑 金光君</p>	<p>閣税及び貿易に関する一般協定の譲許の追加に関する第十議定書(日本国及びニュー・ジブラント)の締結について承認を求めめるの件 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めめるの件 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。 水産物の価格の安定等に関する法律案(安井吉典君外十一名提出) 水産業改良助長法案(湯山勇君外十一名提出) 同日委員長から左の報告書が提出された。 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の締結について承認を求めめるの件議決報告書 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の締結について承認を求めめるの件議決報告書 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジブラントとの間の条約の締結について承認を求めめるの件議決報告書</p>	<p>北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案可決報告書 医療金融公庫法の一部を改正する法律案可決報告書 道路運送車両法の一部を改正する法律案可決報告書 中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案可決報告書 同日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員長に任命致したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定に基づき本院の同意を求めめる旨の要求書を受領した。</p>
<p>昭和三十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案 印紙税法の一部を改正する法律案 酒税法の一部を改正する法律案 特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案 同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案</p>	<p>昭和三十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案 印紙税法の一部を改正する法律案 酒税法の一部を改正する法律案 特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案 同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案</p>	<p>同 中尾 辰義君 同 赤松 常子君 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 文教委員 小林 英三君 社会労働委員 前田 久吉君 同 柳岡 秋夫君 同 中尾 辰義君 同 丸茂 重貞君 同 二木 謙吾君 同 白木義一郎君 同 野上 元君 同 浅井 亨君 同 小平 芳平君 同 小山邦太郎君 同 石田 次男君 同 田畑 金光君</p>	<p>閣税及び貿易に関する一般協定の譲許の追加に関する第十議定書(日本国及びニュー・ジブラント)の締結について承認を求めめるの件 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めめるの件 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。 水産物の価格の安定等に関する法律案(安井吉典君外十一名提出) 水産業改良助長法案(湯山勇君外十一名提出) 同日委員長から左の報告書が提出された。 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の締結について承認を求めめるの件議決報告書 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の締結について承認を求めめるの件議決報告書 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジブラントとの間の条約の締結について承認を求めめるの件議決報告書</p>	<p>北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案可決報告書 医療金融公庫法の一部を改正する法律案可決報告書 道路運送車両法の一部を改正する法律案可決報告書 中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案可決報告書 同日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員長に任命致したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定に基づき本院の同意を求めめる旨の要求書を受領した。</p>
<p>昭和三十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案 印紙税法の一部を改正する法律案 酒税法の一部を改正する法律案 特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案 同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案</p>	<p>昭和三十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案 印紙税法の一部を改正する法律案 酒税法の一部を改正する法律案 特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案 同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案</p>	<p>同 中尾 辰義君 同 赤松 常子君 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 文教委員 小林 英三君 社会労働委員 前田 久吉君 同 柳岡 秋夫君 同 中尾 辰義君 同 丸茂 重貞君 同 二木 謙吾君 同 白木義一郎君 同 野上 元君 同 浅井 亨君 同 小平 芳平君 同 小山邦太郎君 同 石田 次男君 同 田畑 金光君</p>	<p>閣税及び貿易に関する一般協定の譲許の追加に関する第十議定書(日本国及びニュー・ジブラント)の締結について承認を求めめるの件 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めめるの件 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。 水産物の価格の安定等に関する法律案(安井吉典君外十一名提出) 水産業改良助長法案(湯山勇君外十一名提出) 同日委員長から左の報告書が提出された。 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の締結について承認を求めめるの件議決報告書 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の締結について承認を求めめるの件議決報告書 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジブラントとの間の条約の締結について承認を求めめるの件議決報告書</p>	<p>北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案可決報告書 医療金融公庫法の一部を改正する法律案可決報告書 道路運送車両法の一部を改正する法律案可決報告書 中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案可決報告書 同日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員長に任命致したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定に基づき本院の同意を求めめる旨の要求書を受領した。</p>

三月二十二日定年退官となる佐藤基の後任 渡辺喜久造

議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。

日程第一、緊急質問の件。

鈴木強君から、公労協の貸金問題に関する緊急質問が提出されており、鈴木君の緊急質問を行なうことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。発言を許します。鈴木強君。

〔鈴木強君登壇、拍手〕

鈴木強君 私は日本社会党を代表して、公労協の貸金紛争が難航し、きわめて重大問題化しておりますので、こ

のことについて、池田総理と労働大臣に緊急質問を行なわんとするものであります。

まず、総理大臣にお尋ねしたいことは、一方では、今年賃金引き上げは定期昇給程度と、抑制策をとっておりませんが、一方では、ほとんど消費者物価が値上がりして、大衆の生活は圧迫を受けています。この矛盾点についてどうお考えでありますか。このことについてお尋ねいたします。あなたが総理大臣になられたのは、たしか昭和三十五年七月十九日であったと思えます。それからすでに二年半余を積み

しているのですが、この間、あなたは天下の経済通としてみずから任じ、所得増進計画なるものを国民の前に示し、鉦と太鼓で池田ブームの醸成に努められたのであります。しかし、この政策は国民に幻想を抱かせるものにはすぎないといふことは、わが党のつとに指摘しておいたところでありました。はたせるかな、今日、われわれの心配しておりましたことが、現実の姿となつて現われて参つて居るのであります。すなわち、なるほど、一部の資本家階級にとっては、年間三億五千万円もの所得を得られるようになったのでありますから、笑いがとまらず、池田様々と両手を合わせて拜んでいる人々もあるであらう。だが、一億人口の九九%を占める働く農民、中小零細商工業者、労働者等は、高度経

済成長政策と所得増進計画の谷間に追い落とされ、勤労階級は生産性の向上に見合う賃金の引き上げがなされず、勤労大衆の暮らしぶりは、重い税金と物価の著しい上昇によつて、二年半前、池田さんが天下を取つた当時よりも苦しくなつて居るというのが実情であります。こう申し上げても、池田総理は、そんなことはないとおっしゃるでしょう。あなたは数字的根拠を示さない限り、納得しないお方ですから、私は、以下具体的なデータをもつて総理の見解をただすことにいたします。

今月の初め、総理府統計局が発表した、本年一月の全都市消費者物価指数は、昭和三十五年を100とした場合117.5で、前年同月に比べ6%の上昇となつて居ります。また昭和三十七年一月から十二月までの平均指数は112.5で、前年の平均指数105.3に比べ7.2上がつて、上昇率では6%となつて居ります。昭和三十七年度、すなわち昨年四月より本年三月末までの平均は、もちろん二月、三月は一月の横ばいとして見て居るのでありますが、前年度平均に比べ6.6%の上昇をして居ります。昭和三十七年度の政府の経済見通しでは、消費者物価の上昇は、当初二・八%と見込んでいたものでありますから、大きく狂つたと言わなければならず、しかも本年一月、あつて改定した経済見通しでも、消費

者物価の上昇は五・九%しか想定して居ないのでありますから、これもまた、はずれることは確実となりまして、政府の経済見通しは、当たるも八卦、当たらずも八卦の易みないなもので、全く信用を置けぬものとなつてしまつて居るのであります。たまりかねてか、総理の諮問機関である経済審議会の総合部会は、近く委員会を開き、所得増進計画について、計画と実績との食い違いを再検討しなければならぬい羽目に追い込まれて居るのであります。このように、ここ一、二年間における消費者物価の高騰が激しく、生鮮食料品、公共料金、サービス料金、地価などの上昇はひどいものですが、最近、大根一本五十円、キャベツ一個百円、卵一個十七円と、べらぼうな値上がりをして居ります。このほか、値上げはしなくとも、とうふや油あげやコンニャクのように、形がだんだん小さくなつたり、ちくわの穴が大きくなつたりして、家庭の主婦を困らせて居ります。政府は、昨年三月、物価安定総合対策を打ち出したのであります。皮肉にも、総合対策を実施した昭和三十七年の消費者物価の上昇率は、前年よりも高いものになつてしまつたのであります。また

政府は、昭和三十六年三月の閣議で、公共料金の値上げ抑制策を決定したのですが、その後、国鉄運賃、電力料金、水道料、都電の運賃など、公共料

金の引き上げを相次いで行ない、昨年三月の物価安定総合対策をきめたあと、消費者米価、私鉄運賃、電話料金、東北電力料金等の公共料金の引き上げを矢つぎばやに行なつて、国民の憤激を買つて居ります。また、このほかにも、今、授業料やビール代、タクシー代、バス代等の値上げが待ちかまえて居ります。減税は、昭和三十七年度も所得税について行なわれませんが、年取五十万円の標準家庭で減税率は一人当たり月わずか三十五円にしかなつて居りません。このように物価がぐんぐん値上がりして国民生活を圧迫し、暮らしぶりを苦しさを増して居ります。政府が物価値上げを抑制して、その安定化をはかられた上で賃金引き上げの抑制をするというのなら、理屈はよくわかるのであります。そうならないのに賃金引き上げのみ押さへて居ることは、矛盾を犯して居ることになりかねないものであります。総理のお考えをお聞きしたいのであります。

同時に、今日までの消費者物価の値上りの原因は何か、また、今後諸物価の値上げをどのようにして抑制しようとして居るのか、あわせて総理のお考えをお聞きしたいのであります。次に、今次紛争の具体的問題点についてお伺いいたします。

国鉄、全通、全電通等、公労協八十万の組合員は、約六千円の賃金引き上げの要求をきめ、昨年十一月以降、それ

ぞれの当局との間で要求解決のため団体交渉を進めてきたのであります。当局側の「検中であるから待つてほしい」との態度によつて、何らの進展もなく、また、要求の内容についても討議が深められないまま、いたずらに日時を経過しておつたのであります。二月十二日に至り、まず郵政省より全通に対し、「賃金引き上げの要求には応じられない」との回答がなされ、引き続き全く同様の回答が各組合に示されたのであります。したがつて、この回答の提示を機会に、いよいよ本格的交渉に入る段階になりましたので、公労協の代表は二月十四日、黒金官房長官と大橋労働大臣に会見、「ゼロ回答は全く不満であり、問題の解決にはならないから再考すべきである」と追つたのであります。黒金さんは、「これは現段階では最終案だ、問題の点は自主交渉でやつてもらいたい、先に行つたらいいことがあるかもしれぬ」と答えられたようでありました。しかし、このように答えながら、その裏では、すでに調停申請の準備をそれぞれ

昭和三十八年三月十三日 参議院会議録第十三号 緊急質問の件

のであり、悪例を残すことになるので、さらに団交を重ね、事態の円満解決をはかるよう、条理を尽くして強く主張し、もしどうしても当局が第三者機関に紛争の解決を持ち込もうというのなら、百歩譲って、争議の早期妥結のために仲裁を申請すべきである、強く意見を述べたのであります、が、いずれも各当局はこれを一方的に拒否して調停申請の手續をとつたのであります。

そこで総理と労働大臣にお伺いいたします。このように、切実な賃金引き上げ要求に対する回答の提示を故意に三カ月近くも引き延ばしておいて、あげくのはてに、ゼロ回答をし、組合の強い反対を全く無視して、団交を一方的に打ち切り、調停申請を行つたことは、労働運動を否認せんとする悪らつにしてかつ不誠意きわまる態度だといわなければなりません。三公社五現業の当局が一齐に、しかも全く同じような態度をとつたのは、その手口からして、明らかに、賃金引き上げ抑制のためにとつた政府の政治的指導命令によるものと断定せざるを得ないのであります。総理はなぜこのような無謀のことをやらしたのでございませうか。また、黒金官房長官は、公労協の交渉で、ゼロ回答は最終案だと答えたのですが、このような回答をするからには、明らかに政府と各当局との間に十分協議打ち合わせをなされて、その上で賃

金引き上げはしないという態度をきめたこと、重要な私は裏づけになると思ふのであります。なぜ今回の公労協の要求に対して、ゼロ回答などという、ばかげたことをきめたのであります。その理由をお伺いいたしたいのであります。さらに労働大臣にお伺いいたしま

三公社五現業の当局が一齐に調停申請を行つたことは、政府の方針によるものであることは、今も述べたとおりであります。この申請を行つたこと、紛争を長期に持ち込ましたこと、裏には、賃金引き上げを抑制することのほか、一つには、公労協の紛争を長引かして、春闘全体の分裂をはかること、二つには、四月の地方統一選挙の際に、労働組合が総力を結集できないようにすること、三つには、昭和三十三年年度予算が今参議院で審議されておりますので、国会通過の前に妥結することはまずい、このようないくつかの政治的意図をもつて当局側を指導したのもと思ひますが、いかがでございませうか、お答えを願ひたいと思ひるのであります。次に、今次紛争解決のため、どのように対処するの、総理と労働大臣にお伺いします。調停委員会は今月七日より審議を開始したのであります。公労協各組合は、政府当局の政治的意図に反対し、

調停による紛争の最終的解決は困難であるという判断から、事情聴取に依せず、加うるに労働者側委員の出席も得られず、当局側は無理やりに調停に持ち込んでみたものの、実際には開店休業の状態となつて、賃金紛争解決の役には立たないことになっております。一方、公労協は、明後十五日第二次の統一行動に入るべく着々と準備を進めている模様であります。このまま事態の解決を放置するならば、鉄道がとまり、郵便や電報、電話等がとまり、重大な社会問題となるであろうことは必至だと思ひます。したがいまし

て、政府と三公社五現業の当局は、この二三日の間に、あらゆる手段を尽くして、紛争解決の道を見出さなければならぬと思ひます。組合側が早期妥結のための一方法として、仲裁への持ち込みを主張したこと等も思ひ起こしていただき、また、労働大臣にも問題解決のための大切なかが預けられていること等も考慮していただき、無理から先頭に立つて本気で問題解決のために乗り出していただくならば、そしてまた、関係各大臣がこれを強力に支援するならば、必ずや円満解決が期せられるものと、私は固く信ずるものであります。総理と労働大臣、この際、御決意のほどを承つておきたいのであります。最後に、私は政府と三公社五現業の当局に強く要求します。今日のごとく

公労協の賃金紛争を最悪の事態に追い込んだのは、何といつても、当局の不誠意きわまる団交拒否と政治的調停申請に起因するものであると思ひます。したがって、政府と関係当局はその責任を痛感して、組合に対する不当きわまる弾圧やおどしは直ちにこれを撤回し、今降り続いているこの白雪が消えぬ間に、誠心誠意、早期紛争解決のために最善を尽くされるように切望いたしました。質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。

最近の消費者物価の上昇によりまして、生活が非常に苦しくなつたという御質問でございませうが、私はそれは見えております。今、数字をあげて御質問になりましたから、数字でお答えいたします。私が内閣を組織いたしました昭和三十三年を一〇〇といたしますと、賃金は一二三、二割三分上がつております。名目賃金は、しこうして、消費者物価は一二二、一割二分でございませう。したがって、実質賃金は九・六、一割近く実質賃金も上がつておる。そしてまた実質消費水準も、三十五年に比べて三十六年は五・五上がつております。そして昭和三十七年は六・一%上がつておる。この数字をごらんいただければおわかりと思ひます。もちろん、ことしの一月は、特別

の事情で、ちょっと上がりました。これは非常な野菜の暴騰によつてでありまして、一月だけで全部おつしやることは、これは筋が違ふと思ひます。したがって、今後どうやっていくかということでございますが、私は常に申し上げておりますごとく、われわれの生活水準がよくつて、先進国の型になる場合におきましては、ある程度の消費者物価の値上がりはやむを得ないのであります。消費者物価が上がりま

すことは、国民の全体の所得がふえ、需要が増加して、供給が伴わな

い。しかもまた、各階級の所得をふやすために、サービス料その他がふえて参ります。これはやむを得ない。だから、われわれは、需給の関係をよくする、すなわち、生産体制の強化と流通の合理化をはかつて対処しようとして、昨年からやつておるのであります。要は、国民所得が消費者物価の値上がり以上に上がることをわれわれは期待しておるのであります。なお、三公社五現業につきまして、ただいま公労委に調停がかかつておるので、われわれは、現行法の規定に基づいて、公正な第三者の機関に解決をゆだねておるのであります。以下関係大臣より答弁いたします。(拍手)

〔国務大臣大橋武夫君登壇、拍手〕
○国務大臣(大橋武夫君) 三公社五現業関係の労使間の協約によりまする

と、調停の請求は労使双方とも一方の申し出ることができることになつておりますが、今回の賃上げ交渉におきましては、使用者たる理事者側は、自主的判断に立ちまして、この権利行使を行使いたしましたので、現に、公労委は調停手続を開始いたしております。その自主的判断の動機が何であるかは別といたしまして、公共企業体の理事者であるということと理由をいたしまして、使用者に与えられた権利行使を否定するわけには参らなと存するのでございませぬ。しかし、組合側は、一部は調停委員会に出席して仲裁への早期移行を要請され、一部は調停委員会の出席を拒んでおり、このために関係調停委員会は流会をいたしております。これに対しまして、公労委は、法律に基づき調停委員会が発足した以上は、組合側はすべからず出席されて、自主団交が不十分であるとされるならば、その旨を、また仲裁手続移行を主張されるならば、そのことを説明されたい、それが仲裁手続への移行をすみやかならしめるゆえんであるという考え方を持っておられるようございませぬ。公共企業体の労使関係につきましては、政府は、自主的団体交渉で解決されることが望ましいと考へ、また、それができないときは、そのための機関として特に設けられております公労委において、調停または仲裁をわすらすのが、あくまでも原則でなくてはならないと思つております。

また、調停中の事件を仲裁に付することにつきましても、原則的には当事者の合意または公労委の決定によるべきであつて、労働大臣の職権発動はみだりに行なうべきことではないと考へておるのでございませぬ。ことに、仲裁になりましてした場合におきまして、仲裁に当たる機関は公労委であることを思ひますと、この事件の自後の取り扱いが順調に行われることを期待する点から考へましても、その事件の調停についての公労委の考へ方なり立場なりというものは、労働大臣といたしましてはできるだけこれを尊重するところが至当ではないかと考へるのでございませぬ。現在まで、一部の組合は調停委員会に出席しておられませんが、公労委は、なお組合代表の出席をあくまで、極力説得中であると聞いております。公労委としては、紛争の解決が本来の使命でありますから、その立場に立つてあらゆる努力を尽くされておるのであり、また種々の事情から見ても紛争の解決のためには仲裁移行が必要であると認めますならば、みずからその旨の決議を行なうこともできるのございませぬ。したがつて、労働大臣といたしましては、先に述べました原則的立場に立つて、公労委の適切な判断に待ちたいと存するのでございませぬ。

さて、公労委の予定いたしておられる十五日の統一行動を回避いたしたるために、仲裁に付することを考へてはどうかということが、考へられる一つの点だと存するのでございませぬ。しかしながら、公共企業体においては、業務を阻害する争議行為は禁止されております。組合側が、その主張の貫徹のために、この禁を犯して違法なストライキを計画されるということには、民主政治のもとにおける正しい組合のあり方と申すことはできません。いわんや、この種の不法な行為の発生に脅かされて、そのために守るべき軌道はずすようなことがあつたといひましたならば、それは、はたして自由にして民主的な組合の成長を期待する正しい労働行政の姿といえるでございませぬ。私は、十五日を前にいたしまして、切に組合関係の方々の自重を期待いたすのでございませぬ。

（拍手）
 ○議長(重宗雄三君) 鈴木強君。
 ○鈴木強君登壇、拍手。
 ○鈴木強君 私は、非常に重大な事態に立つておりますこの公労協の紛争を妥結に導くために心から念願をする一人でありますし、また政府も当然それあるべきと思ひまして、実は私は今質問したのであります。総理大臣の御答弁でも、労働大臣の御答弁でも、きつめて抽象的な、的はずれた答弁だと言わなければならぬと思ひます。そこで、物価の引き上げ等に対するパーセンテージのとり方につきましては、総理はどこからお持ちになりましたかよくわかりませんが、内閣総理府統計局のデータそのものも、はたして一般的に適切であるかどうかというところは問題になりますけれども、しかし、それを私は引用して、あなたに迫つたのであります。それはとにかくとして、今後この異常な物価の値上げに對してどう抑制策をとるかということ、それから、特に今回各公労協に對する回答を見ますと、一銭も上げないというゼロ回答でございませぬ。したがつて、こういう物価上昇の中で、一銭も上げないというこの回答をしたことに對する政府の指導があつたであろう、なければならぬ、あなたはこの當局が示したゼロ回答というものを正しと思ひならば、その根拠を示していただきたい、こゝ言っているものであります。

もう一つ、労働大臣にお尋ねいたしましたのは、なるほど労働協約によつて、労使の一方あるいは双方の申請によつて調停はできますが、しかし、あくまでもこの協約の精神は、団体交渉を十分煮詰めて、その上でどうしても解決ができないと、こゝういふ場合に、当事者の一方あるいは双方から調停申請ができるというのが、私は協約の精神だと思ひるのでございませぬ。このことにつきましては、兼子公労委会長も、昨年仲裁を出す場合に、どうも最近は労使間の団体交渉が不十分のままに持ち込まれてくる傾向がある、だから

もつと煮詰めた団体交渉をして第三者に調停をゆだねるべきではないか、こゝういふ意見も含めて発表されていると思ひのであります。今回の争議の状況を見ておきますと、一方的に二月十二日に回答が示されて、何も団体交渉をしないで、一方的に調停申請をするというふうな、そゝういふ態度をとつたことは、あなたが言ふような労働協約の精神に私は反するものだと思ひのであります。あなたのほうでは、要するに、問題をそらさないで、一体どうしたらこの十五日の事態を回避できるか、こゝういふ立場に立つて私はもつと真剣に考へてもらいたい、こゝういふことをお尋ねしておるのでありますから、その点を明確にひとつお答えいただきたいと思ひます。

（国務大臣池田勇人君登壇、拍手）
 ○国務大臣(池田勇人君) お答えいたします。
 過去三、四年間、わが国民経済の発展と国民生活の向上は、わが国民の大多数がひとしく認めるところであるのみならず、世界の人がこれを認めておるのであります。私の数字には誤りはないと思ひます。全体をよくお考へ願へばおわかりできると思ひます。
 なお、三公社五現業の賃金の問題につきましては、自由主義経済のもとにおきまします原則、すなわち労使の協議によつてきめるべきものであります。政府は何らこれに干渉を加へた覚えは

官報(号外)

ございませぬ。したがって、合法的に公労委に今調停を頼んで、これによって解決できるものと期待いたしてあります。(拍手)

〔国務大臣大橋武夫君登壇、拍手〕
○国務大臣(大橋武夫君) 本問題は、申すまでもなく、現在公労委の手中にあります。そして、この問題につきましては、おそらくは、最終的にはその解決も公労委の手によらなければならぬと想像されるのであります。しかも、その公労委は、現在の調停手続を通じて、調停委に出席されるよう極力組合に対して説得中でございます。るので、私はこの段階におきましては、公労委のこの考え方、この立場というものを尊重いたして参ることが、労働行政の原則的であり方であると申し上げる次第なのでございます。

十五日の時期を前にしてゆうちやうではないかというように、御意見によると、なると思つたのでございするが、先ほど来申し上げましたごとく、十五日の事態というものは、これは違法なストライキの予告が行なわれているというに基づくものでございまして、これに對しましては、切に正しい民主的な組合のあり方というものをお考えいただき、また日本の労働関係の今後のあり方というものを、お考えいただきまして、組合関係者の方々の御自重を切望する以外には、政府としては考えておりませぬ。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案(趣旨説明)。

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。荒木文部大臣。

〔国務大臣荒木萬壽夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(荒木萬壽夫君) このたび政府から提出いたしました義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案の提案理由及びその概要について御説明申し上げます。

さきに第四十回国会において義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律が制定され、義務教育諸学校の教科用図書はこれを無償とするの方針が確立されるとともに、その具体的措置は、文部省に置かれる無償制度調査会に諮って別に法律をもつて定めることとされたのであります。

政府はここに、調査会の答申の趣旨を十分尊重して、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案を用意いたしましたのであります。この法律案は、無償措置の実施に必要な基本的事項を規定するとともに、この措置の円滑な実施に資するため、教科書の採択及び発行の制度に所要の整備を加えたものであります。義務教育の充実に資するところ大なるものと信じます。

次に、この法律案の要点とすることを申し上げます。

この法律案は、国、公、私立の義務教育諸学校の全児童・生徒に、全教科の教科書を給与しようとするものであります。

その具体的な実施方法は、国が発行者の供給する教科書を購入して、これを市町村等義務教育諸学校の設置者に無償で給付し、設置者は、それぞれの学校の校長を通じて児童・生徒に給与することといたしてあります。

これは、国と設置者が相互に協力して無償措置が円滑に実施されることをはかつたものであります。

次に、教科書の採択について申し上げます。現在、市町村立の小・中学校の教科書の採択は、所管の教育委員会が行なうこととなつておりますが、実施にあつては、郡・市の地域の教育委員会が共同して同一の教科書を採択することが広く行なわれております。

このような採択の方法は、地域内の教師の共同研究の上にも、また児童・生徒の同一地域内における転校の際にも便利である等、教育上の利点があることによるものであります。

この広地域の共同採択は、無償措置の実施にあつて供給の円滑と教科書価格の低廉をはかる上にも資するところ大なるものとありますので、本法律案は、都道府県の教育委員会に、管内の義務教育諸学校において使用する教科書を、あらかじめ数種選定させるとともに、市町村の教育委員会が共同して同一教科書を採択するための採択地区を郡市の地域について設定させることといたしました。

市町村の教育委員会は、都道府県の教育委員会が選定した教科書のうちから、採択地区ごとに協議して、同一のものを採択することとし、国立及び私立の学校等においては、都道府県の教育委員会が選定した教科書のうちから、学校ごとに採択することとなつております。

次に、本法律案は、この義務教育諸学校の教科書の発行者について指定制度をとることといたしました。

現在、義務教育諸学校の教科書を発行するものは、四十六あります。

元來教科書は、他の一般の出版物と異なり、学校教育法によつて使用を義務づけられた、はなはだ重要なものでありますから、これを発行する者は、きわめて公益的性格の強いものであるといわざるを得ません。

特に無償措置を実施するにあつては、すぐれた教科書を合理的な価格で迅速・確実に給与することが必要であり、このため、発行者が堅実であることが望まれるのであります。この見地から、今後は、義務教育諸学校の教科書の発行者について、適格なものを文部大臣が指定し、指定を受けた者のみが、発行供給を担当し得ることとした

しました。なお、所定の要件を欠くに至つたものは指定を取り消すこととなつております。

昭和三十八年度において、小学校第一学年の児童が使用する教科書を無償とすることになっておりますが、これは、さきに制定された法律により別途定める政令によることとなつておりますので、この法律案は、昭和三十九年度の小学校第一学年から第三学年までの児童にかかる無償措置から実施することといたしてあります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございす。順次発言を許します。豊瀬慎一君。

〔豊瀬慎一君登壇、拍手〕

○豊瀬慎一君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま説明された義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案に対し、総理、大蔵、文部それぞれの大蔵に質問をいたします。

総理は、先般の施政方針において、福祉国家の建設を目ざしての人づくりに、因づくり論を述べられました。しかしながら、その所論はきわめて抽象的であり、具体性に乏しきお題目並べに終始していると断ぜざるを得ません。これは要するに、その目標とする福祉国家とはいかなるものであるか、

かつまた、それに至るための教育施策が他の諸施策と相俟つてどのように推し進められなければならないかという構想を、全然持ち合わざないところの、兎養の発想にほかならないからでありましよう。しかしながら、世界の趨勢は、いわゆる技術革新の時代であり、第二次産業革命下におけるよい意味での経済競争、生産競争、国民生活の向上の争いの時代であります。これに対応するために、教育が質的にも量的にもその充実発展を期待されること、今日より大なる時代はありませぬ。これがために、現実補てん主義や環境即応主義を脱却して、十年、二十年の長期見通しと遠見に立つた現状変革の長期教育プランが、諸外国においても着々と推進されていることは、まことに注目すべき事態といえましよう。翻つて、わが国の文教政策を見るに、明治学制施行以来、国民の不断の努力により、量的には先進国と自稱し得るに至つたものであります。質的にはむしろ大きな矛盾障害に逢着しており、制度、教育内容、教育行政のあり方全般にわたつて、抜本的再検討の段階に到達いたしておるのであります。今こそ、国民の一人一人が、憲法第十三条に定める「生命、自由及び幸福追求」の基本権を具現する方途としての、教育の機会を均等に与えられることによつて、その個人のすべてが、その持つて生まれた永遠の生命力を伸ばし、最高のエネルギーを発揮し、勤労を楽しみ、安定した賃金と社会保障のもとに、健康で文化的な生活を享受し得る福祉国家の建設に向かつて、大きくその歩を踏み出すべきときであると確信するものであります。そして、このことにより、個人の尊厳が、企業や国家目的、経済体制に対して、その優位を占め、個人の幸福の増進の結果が、同時に公共の福祉を増進していくという、人間尊重の立場に立つた教育体制が確立されねばなりません。

私は、この際、総合的長期的プランを樹立するため、あらゆる分野の専門家、実践家、文化人、労働界、経済界等の各代表を網羅した国民教育会議的なものを設置し、これによつて教育の長期プランを設定していく必要性を痛感するのですが、総理の所信を伺いたいです。

次にただしたいのは、義務教育の無償と教育の機会均等についてであります。第四十回国会本会議におきまして、私の質問に対しまして、総理は、現状では不十分であるので、より大きく歩を進めていきたいとの意思を表明されました。しかるに、三十八年度の予算案を見ても、憲法第二十六条の義務教育の無償の原則は一片のほごのごとくじゅうりんされ、依然としてPTAの負担は増大し、すし詰め教室は解消されず、貧富の差により教育の機会均等は失われ、特に産炭地等にお

いては児童の不就学が激増いたしておる現状であります。この際、政府は、教科用図書を分割配布する等の愚策を捨てて、一気に全学年にわたつて実施するとともに、義務教育全般に対する国の補助施策を断行し、父兄負担の解消をはかることにより初等教育の充実をはかるべきと思ひ、総理並びに大蔵大臣の所見を承ります。

さらに、他面においては、後期中等教育の現状を見るに、入学試験地獄が展開され、これが義務教育の不正常化をもたらすとともに、中学浪人の放出、青少年不良化の原因ともなり、青少年がその心身をむしばまれていることは、まことに憂慮すべき社会問題であります。西欧諸国におきましては、すでに満十八才までの青少年に対して、何らかの教育を組織的に行なり制度により、働きながら青少年がレジヤラーを兼し、それぞれ能力を身につけた、心身ともに健康な市民として育成することに努めております。わが国の教育の緊急課題の一つは、義務教育の充実とともに、この後期中等教育の拡充にありといふべきであります。この二つが相俟つて進められてこそ、進みゆく時代の進運にこたえるための国民教育の完成が初めて達成し得るのであります。総理は、かつて私の質問に答えて、「国民が一人でも多く高校へ入学すること、国民教育のレベルアップとして喜ばしいことである」との見

解を表明されました。この際、政府の高校急造対策によつて締め出されておる十数万の中学浪人に進学の手をゆるがすため、急造対策の手直しを行ない、さらに一歩を進めて、教科用図書の無償配布を高校まで拡大することによつて、貧困が教育の機会を剝奪することのないよう措置すべきと思ひ、総理並びに大蔵大臣の見解を承ります。

次に、文部大臣にお尋ねいたしたいのは、教育作用という立場から、教科用図書との位置づけの問題であります。教育の本質は、申すまでもなく、子供の本来持っている能力を発見し、これを引き出し、適性を診断し、それぞれの望むところに従つて価値を判断し、これを作りなしていくところにあり、あるいはまた、その基礎能力を陶冶するところにあるといふべきであります。したがつて、教師といへども固定の真理を教え込む立場ではなくして、児童と真理との媒介者にならねばなりません。ましてや、人間の価値観は固有の基本権であり、教科書や指導要領等が強制すべきものではなく、いわんや文部省、教育委員会等の行政権の介入はかたく禁じられているのであります。したがつて、教科書は、他の視察教材、実験、観察等の教具等と相俟つて、生徒児童の持っている能力を引き出すための一手段にすぎないのであります。この立場から、指導要領や教科用図書の国家基準性の強化

第三に、本案においては、広地域採択制を採用しているが、このことは、とりもなおさず実質的な固定化であると推断できるのであります。すなわち、都道府県の選定審議会は、種目ごとに数種の選定を余儀なくされ、県内各採択区では、そのうちの一種しか採択できない仕組みになっております。このことは、文部大臣の業者指定権と相俟つて、必然的にその種類はごく少数に限定されるという結果をもたらす、現在の五十社に近い出版会社は、数年を出でずして淘汰され、大企業の数社のみが残る結果となるとの予見を否定し得るいかなる保証も見出し得ません。大臣のこれに対する見直しを承りたい。

特にこの事態は、単に現存の教科書会社の倒産という企業の問題だけではなく、まず第一に広地域選定方式をとれば、より数多くの種類を選定するこ

の方向は、民主教育の背骨を動かし、教育の国家統制への一里塚となると思ふが、大臣の所信を承ります。

むしろその選択や、その解釈のワグが自由であること、さらには生きた生徒と教師の人間交流の場が大きいだけに、優秀な教師の確保のための待遇改善、現職教育による質の向上、自主的研究体制の確立、さらには施設設備の充実といった教育諸条件の整備こそが、より緊要な課題と思ひ、大臣の所信を承ります。

第三に、本案においては、広地域採択制を採用しているが、このことは、とりもなおさず実質的な固定化であると推断できるのであります。すなわち、都道府県の選定審議会は、種目ごとに数種の選定を余儀なくされ、県内各採択区では、そのうちの一種しか採択できない仕組みになっております。このことは、文部大臣の業者指定権と相俟つて、必然的にその種類はごく少数に限定されるという結果をもたらす、現在の五十社に近い出版会社は、数年を出でずして淘汰され、大企業の数社のみが残る結果となるとの予見を否定し得るいかなる保証も見出し得ません。大臣のこれに対する見直しを承りたい。

特にこの事態は、単に現存の教科書会社の倒産という企業の問題だけではなく、まず第一に広地域選定方式をとれば、より数多くの種類を選定するこ

特にこの事態は、単に現存の教科書会社の倒産という企業の問題だけではなく、まず第一に広地域選定方式をとれば、より数多くの種類を選定するこ

特にこの事態は、単に現存の教科書会社の倒産という企業の問題だけではなく、まず第一に広地域選定方式をとれば、より数多くの種類を選定するこ

昭和三十三年三月十三日 参議院會議録第十三号 義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律案(趣旨説明)

とによって、都市と農村山間等の地域性に即応する教科書が自由に採択できるようにしなければなりません。しかしながら、本方式の結果は、少数限定という形をもち、教科書は逆に教育効果の障害物とならねないのです。

第二に、現在ですら教科書の執筆者は、文部省検定官の、話し合いさえ認めぬ一方的な独断と偏見に迎合しなければ、検定に合格しないという、秘密検定制によって、その良心を傷つけられ、学問の自由な表現を阻害されておきます。このことは、学問、思想の

国家統制への道であり、実質的教科書の固定化と断絶ざるを得ません。この検定のやり方は、個人に対する価値の選取権を奪い、行政権による価値観の強制という、憲法、教育基本法の精神に反していることを強く指摘いたしたのであります。

さらに、広地域選定制による教科書会社の少数化ということと同時に、現在のごとき非民主的、独断的検定制の存在は、最も悪質な教育内容に対する国家基準制の押しつけであり、自由採択の面をかぶった固定化であると思ふが、大臣の所信を承ります。

第四に、都道府県に置かれる教科用図書選定審議会についてであります。本案によりまして、わずか二十名以内の委員で組織すると定められておりますが、この少数で全教科目にわたって

妥当な選定をなし得ると考える者ありとするならば、これは全く教育と教科書の本質を知らない無知もろまいの徒輩と断すべきでありましょう。教科書は、でき得る限り多くの中から、それぞれの教科の教師が多年にわたる実践と研究の体験に基づいて、地域性を加味しながら十分検討し、討論を行ない、公明正大な方式によって採択されるべきものであります。少数の委員による採択は、独断の弊をもち、教育の質的偏向と低下をすら来たすものであると思ふが、大臣の所見を承ります。

また、この審議会が教育委員会の諮問機関であるということも、きわめて重大な問題であります。現在の制度の中で、委員会がはたして諮問機関の意見をどれだけ尊重するかという問題と同時に、先ほど指摘いたしましたように、これらの審議会が教育委員会とだけ教科書の採択について意思が疎通し得るかということも、きわめて疑わしいのであります。私は、教育の本質と教科書本来の意義に対して、大臣の再考をうながすとともに、審議会については、特にそれぞれの教科の教師によって構成する機関を設けることによつて、教科書の採択に対して万全の態勢を講ずべきと思ふが、大臣の所信を承ります。

以上をもちまして私の質問を終わります。(拍手)
〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○国務大臣(池田勇人君) 御質問の第一点は、教育全般にわたる新たな調査機関を設けてはどうかということでございますが、私は、今の既存の機関を活用することによつてその目的は達し得ると考えます。

第二に、教育の振興につきまして、お話のとおり今後も十分努力いたしますが、高校における教科書の無償ということまでは、私は、いく考えはございません。(拍手)
〔国務大臣(田中角榮君) 答へいたします。〕

私に対する質問は三点であります。その第一は、義務教育拡充に対する財政措置の問題であります。なお父兄負担の軽減ははからなければならぬということはお説のとおりでございます。政府も鋭意、義務教育の内容拡充に対して予算的措置を行なつてい

わけてございます。御承知のとおり、給食ミルク施設の近代化、不燃化、鉄筋化等、あらゆる予算面において、義務教育の内容充実に對しては特段の配慮を考へており、父兄負担の軽減をはかることをもつて本旨をいたしてまいります。
第二の問題は、教科書無償についてでございますが、三十七年度は御承知のとおり七億円の計上でありまして、三十八年度予算においては二十七億四

百万円の計上を行ない、三十九年度の四月からは、一年から三年までの無償を、全額国庫負担で実施することにいたしました。これが負担区分につきまして、国と地方公共団体でどういふふりな持分にするかというよう

な問題は、まだペンディングでございます。御承知の教科書無償に関する調査会の答申に基づきまして、さしあたり全額国庫負担を行なつてい

て、将来の問題については、分担の問題は十分検討して結論を得たいと思つておるわけでござい

ます。いずれにしても、教科書の無償の完全実施は、一日も早くこれを実施したいと思つておるわけでござい

ます。第三点は、総理がお答えになりましたが、高校まで無償を拡大してはどうかというものでございますが、まず義務教育を一日も早く無償を実施して、しかる後に考へるべき問題でありまして、現在の段階においては、総理のお話のとおりを考へないと思つておるわけでございます。(拍手)
〔国務大臣(荒木萬壽夫君) 答へ申上げます。〕

第一は、国定の基準による教科書の検定が、教科書の統制化となり、ひいては画一的な教育につながるおそれがあると思ふがどうか、こゝろ御趣旨の御質問であつたと思ふ。御案内

のごとく、文部大臣は、学校教育法第二十条によりまして、教科に関することを定めねばならない権限と責任が

あります。第二十一条におきまして教科書の検定の責任を負つておるのであります。ともに学校教育法の趣旨に基づきまして、学習指導要領という内容のものを定めて検定も行なわれるという、制度上の問題でございまして、そのことそれ自体が、おっしゃる通りに、行政権の介入だからけしからぬという概念とは、全然別個の、そのことが民主教育のために必要だから、現行法が定めておることを実施するにとどまるものと、解するのであります。
第二番目の御質問は、教育の行政の責任は、もろもろの条件整備をすること、現職教育を通じて教師の質を向上すること等にとどまるべきであつて、教科内容それ自体に文部行政が介入すべからずという角度からのまた御質問でもございましたが、ただいま申し上げたとおりのお答えが、第二の御質問にも同じように申し上げ得ることと思

しておることと存じますので、それらに譲らしていただきたいと思ひます。

また、これに関連して、大企業だけが生き残り、中小企業が圧迫される、そういうことに持つていくのではないかと、今度の法案に基づく教科書発行会社の指定は、既存の教科書会社の既得権を尊重いたしまして、全部指定することにはいたしませんので、当然にこのことによつて直接御指摘のようなことは起こらないものと考えておるのであります。

第四番目に、広域採択に関連して、都道府県の教科書選定審議会についてのお尋ねでございます。諮問機関であることが適切でないというお説でございますが、御案内のごとく、現在市町村の教育委員会が教科書の採択をいたしておりますが、その権限が与えられておりませんが、諮問機関のごときはございませぬ。提案理由にも申し上げましたが、ごとき、郡市単位の広域採択が、多年の実績に基づいて、きわめて平穩に大部分の都道府県で実施されておること、豊瀬さんも御承知のことろでございます。この事情に立脚して、そして、県の立場から選定審議会の意見を聞いて、そして数種類にしほつて本来の市町村の採択権を行使してもらつたという、いわば二段がまえの慎重さを加えたようなものでございまして、より民主的な、よりよき教科書

の選定につながる制度だと心得ておるのであります。もとより、現在といえども、市町村の教育委員会が現場の先生方の意見も十分に聞きながら採択をしておりますことは、御承知のとおりでありまして、現段階において、諮問機関たる選定審議会を置かしても、なおかつ、その下部機構と申しませうか、選定の意見をきめるまでには、現場教師の意見も当然に反映される措置をとられることは、従来同様もしくはそれ以上でありたいことを期待しておる次第でございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 文部大臣から答弁の補足がございします。荒木文部大臣。[国務大臣荒木萬壽夫君登壇] 先ほど総理大臣にお尋ねになりました中で、中学浪人に関連して、高校急増対策の問題も含んでのお尋ねがございましたが、総理からのお答えで一応尽きておるとは思ひますが、補足させていただきますと思ひます。

いわゆる中学浪人というものが六万ないし七万見当出るのであると推定されておるわけでございますが、その中には、あらためて自分の志望校にもう一回受けたらという部類の人々、及び定時制高校もしくは通信教育を目ざして職場に入らうとしておる人、あるいは高等学校の教科課程の履修に適性を不幸にして欠くような人、そういうふう

りに種類別に見れば分類されようかと思ひますが、一般論としましては、総理からすでにお答え申し上げましたとおり、豊瀬さんも御指摘になりましたとおり、なるべく多くの適性を備えた人たちが高校に入れるようにする条件整備に、政府としても全努力を傾くべきことは、当然のことだと存じます。

今後に向かひましても、今までの前向き姿勢で、一応九六%見当の入学率は確保できるものと推定をしております。三十八年度において、総理御答弁のごとく、修正をした内容で、予算措置しないしは財源措置を講じておること、御承知いただいておりますと思ひますが、さらに、結果に基づきまして、改善すべきことがありとせば、当然その改善措置を講ずることも考えねばならない、かように考えておるような次第であります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 柏原ヤス君。[柏原ヤス君登壇、拍手] 柏原ヤス君 私は、公明会を代表いたしまして、ただいま提案理由の説明がございました義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律案につきまして、質問をいたします。第一は、義務教育無償という問題についてであります。総理は、無償とは、教育に要する費用、すなわち授業料を無償とするという見解をお示しに

なつておられますが、憲法二十六条に示された無償とは、はたしてこれだけの意味でしよるか。現在、義務教育に要する父兄負担は著しく高い金額となつております。特に、最近の物価の値上がりによつて、PTA会費を初め、給食費、教材費の値上がりは著しく、ほとんどの学校が父兄の寄付を期待せざるを得ない現状であります。この現状の中で、PTA会費を全廃せよ、完全給食の無償を実施せよという声が、父兄の間からほうほうとして起つております。また、私どもは、義務教育に関する父兄負担は当然全廃すべきであると思ひます。総理大臣は、これに対して、どのような見解を持つておられるのか、お伺いいたします。

第二にお尋ねしたいことは、義務教育における教科書代についてであります。来年度予算編成にあたり、文部省の要求は当初七十億円で、これは総予算のわずかの二・五%にすぎなかつたのであります。しかるに、計上された予算は半額にも及ばない二十七億円に削られ、ようやく小学校三年生までの無償配布が認められただけであります。このように大幅に教科書代が削減された理由を明らかにしていただきたいと思ひます。父兄の声は、少なくとも中学三年までの無償、予算にして百四十億程度のもので、何はさておいても実現してほしいというのが偽らざる希望であります。私どもは、すでに十余年にわたつて義務教育の教科書を無償にせよと叫び続けて参りました。私は、この実施はおそきに失したばかりでなく、その金額もきわめて少額で、文教政策を重視する池田内閣としてはあまりに消極的だと言わざるを得ません。さらに昭和三十八年度予算措置に示された各省の見解、すなわち大蔵大臣の主張する、半額は地方負担、しかも私学は除くという、この考え方の論拠と、文部大臣の考え方と、さらにそれを了とした総理大臣、三者の見解をお伺いいたしたいと思ひます。

第三に、教科書無償配布の将来の見通しについて質問いたします。昭和四十年以降の教科書無償問題をどのように計画なさつておられるかということでありませぬ。確かに一年先のことまではわかりました。しかし毎年々々のような問題で紛争することは、まことに恥すべきことだと思ひます。政府は、教科書無償に対して、四十年以降はどんな施策をお持ちになつておられるか、財源の見地から大蔵大臣に、また行政の見地から文部大臣に、具体的に責任ある御答弁をお願いいたします。

第四に、教科書の採択地域の問題についてであります。結論から申し上げますと、本法案に規定する郡市単位は不十分かつ不合理であり、これを都道府県単位までに拡大すべきではない

いろいろにいたしたいものと存じて
おります。

第五番目には、教科書の定価を引き
下げ、広域採択ということになれば、
中小企業の発行会社は相当痛手をこら
むるのじゃないかという意味のお尋ね
であったと存じます。これは先ほど豊
瀬さんにお答え申し上げたとおりの趣
旨で御理解をいただくことと思いま
すが、繰り返して申し上げます、指定
に際しましては、現行の教科書会社八
十幾つとおっしゃいましたが、義務教
育の教科書を発行します会社は四十六
でございます。それだけのものを既得
権を尊重する建前から全部指定した
いと存じておりますので、御懸念の意
味は解消できるかと存じております。

第六番目に、副読本等が使用されて
おる、あるいは学用品等につきま
しても、父兄負担が非常に多い。だから、
たとえば副読本のごときは、許可認可
の制度をとって、父兄負担の軽減に資
するといふ考えはないかという御趣旨
であったと思ひます。ただいまのところ、
許可認可制にするといふ考えは持
っておりません。しかし、御指摘の
よりな意味合いはわれわれも当然考慮
の中にはあるのでございますが、許可
認可というやり方でいくべきものかど
うか、教育内容それ自体といたしまし

ても、教科書と副読本とが緊密に脈絡
がないものもあるやに聞いております
ので、そういう内容面からして、現状
のままでもいいかどうか検討すべき課題
であらうかと存じておりますことを
申し上げます。

なお、最後に、一般的に、たとえば
道徳教育その他に力を入れると言つて
いるが、青少年の犯罪、非行事件等を
考え合わせて、どんなふうに考えるの
かという御趣旨のお尋ねであつたかと
思ひますが、私は、青少年の非行事件
ないしは犯罪につきまして、御同様に
念するものがございますが、これを絶
滅せんとすれば、第一には、家庭教育
の面において、親がもっと自信をもつ
て最愛の子供のために、しつけをして
いただきたい。そのための社会教育の
立場からする文部省の協力も、今まで
十分であつたとはむしろ申し上げかね
ますので、特にそういうことにも心が
けて参りたいと存じます。その家庭教
育と、がんぜない子供であるから義務
教育制度があると思ひますが、小、中
学校の教育課程を通じて、家庭教
育と一体をなして、子供のいわば、し
つけ、あるいは徳性の涵養、道徳教育
の徹底、そういうことが理想的に行な
われるとしますならば、義務教育を終
わり、もしくは高等学校を出まして、

社会人となつた青少年に、犯罪者や非
行青少年は一人も出さないで済む。そ
のことも目標にあらゆる努力をせねば
ならないかと存じます。

以上、お答えを申し上げます。(拍手)
〔國務大臣田中角榮君登壇、拍手〕
○國務大臣(田中角榮君) 教科書無償
の問題につきましては、先ほど總理大
臣からお答えを申し上げましたし、そ
れから三十八年度予算に一年生から三
年生までしか盛らなかつた諸般の事情
についても、ただいま文部大臣からお
答えをいたしましたとおりでございま
す。

全体割合八〇から一〇に引き上げ
ておりますし、また、単価の改善は、
学童一人当たり年間小学校で千三百十
二円のもの、千四百十二円に引き上
げております。中学校におきまして
は、二千二百六十七円でありましたも
のを、今年度から三千四百九十四円に
引き上げておりました、三十七年度予
算に比へまして五億七千二百万円とい
う大幅な増額をはかつておるわけでござ
います。なお、低所得者の学童に対
しましては、今後もできるだけ配慮を
続けていきたいと思ひます。

副読本については、その性質にかん
がみまして、無償の対象になるかとい
うことと存じておりますが、これは私は、
補助の対象にすることは、現在の段階
においては適當ではないといふふうに
考えております。

容拡充のために、政府は格段の施策を
行なつて参るつもりでございます。
(拍手)
○議長(重宗雄三君) これにて質疑の
通告者の発言は全部終了いたしました
。質疑は終了したものと認めます。

学用品以外の必要保護対策経費につ
きましては、御承知のとおり、修学旅
行費、それから通学費、寄宿舎居住
費、給食費の補助等を含めまして、三
十七年度二十六億九千万円でありまし
たものを、十一億七千八百万円ふやし
て、三十八年度六千八百万円というふう
に大幅に拡充をいたしておるわけでござ
います。これだけでいいと考えてお
るわけではないのでございまして、お
説のように、これからも義務教育の内
容拡充のために、政府は格段の施策を
行なつて参るつもりでございます。
(拍手)
○議長(重宗雄三君) これにて質疑の
通告者の発言は全部終了いたしました
。質疑は終了したものと認めます。

所得に対する租税に關する二重課税の回避のた
めの日本国とニュージーランドとの
間の条約の締結について承認を求め
るの件、

所得に対する租税に關する二重課税の回避のた
めの日本国とニュージーランドとの
間の条約の締結について承認を求め
るの件、

所得に対する租税に關する二重課税の回避のた
めの日本国とニュージーランドとの
間の条約の締結について承認を求め
るの件、

所得に対する租税に關する二重課税の回避のた
めの日本国とニュージーランドとの
間の条約の締結について承認を求め
るの件、

所得に対する租税に關する二重課税の回避のた
めの日本国とニュージーランドとの
間の条約の締結について承認を求め
るの件、

〔審査報告書に都合により第十六号末尾に掲載〕

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年二月二十六日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 重宗雄三殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約

日本国及びオーストリア共和国は、所得に対する租税に関して二重課税を回避するための条約を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

1 この条約の対象である租税は、次のものとする。

(a) 日本国において、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 以下「日本国の租税」といふ。

(b) オーストリアにおいては、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 住宅建設促進及び家族負担調整のための所得からの分担金

(以下「オーストリアの租税」といふ。)

2 この条約は、所得又は利得に対する他の租税で、1に掲げる租税と実質的に同様の性質を有し、かつ、この条約の署名の日以後にいずれの一方の締約国によつて課されるものについても、また、適用する。

第二条

この条約において、
(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されるすべての領域をいふ。

(b) 「オーストリア」とは、オーストリア共和国をいふ。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はオーストリアをいふ。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はオーストリアの租税をいふ。

(e) 「権限のある当局」とは、日本国においては、大蔵大臣又は大蔵大臣が権限を与えた代理者をいふ、オーストリアにおいては、連邦大蔵省をいふ。

第三条

この条約において、
(a) 「日本の法人」とは、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人又は法人格を有しない団体で、オーストリアに本拠を有しないか又はオーストリアにおいてその事業が全面的に管理支配されていないものをいふ。「オーストリアの法人」とは、オーストリアに本拠を有し又はオーストリアにおいてその事業が全面的に管理支配されている法人又は租税の課税上法人として取り扱われる団体で、日本国内に本店又は主たる事務所を有しないものをいふ。

(b) 「日本国の居住者」とは、日本国の租税の課税上日本国の居住者であり、かつ、オーストリアの租税の課税上オーストリアの居住者であり、かつ、オーストリアの租税の課税上オーストリアの居住者でない個人及び日本の法人をいふ、「オーストリアの居住者」とは、オーストリアの租税の課税上オーストリアの居住者であり、かつ、日本国の租税の課税上日本国の居住者でない個人及びオーストリアの法人をいふ。

(c) 「一方の締約国の法人」及び「他方の締約国の法人」とは、文脈により、日本の法人又はオーストリアの法人をいふ。

(d) 「一方の締約国の居住者」及び「他方の締約国の居住者」とは、文脈により、日本国の居住者又はオーストリアの居住者をいふ。

(e) 「日本の企業」とは、日本国の居住者が営む産業上又は商業上の企業又は事業をいふ、「オーストリアの企業」とは、オーストリアの居住者が営む産業上又は商業上の企業又は事業をいふ。

(f) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、文脈により、日本の企業又はオーストリアの企業をいふ。

第四条

1 この条約において「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所であり、企業がその事業の全部又は一部を行なっているものをいふ。

2 恒久的施設は、特に次のものを含む。

- (a) 管理所
 - (b) 支店
 - (c) 事務所
 - (d) 工場
 - (e) 作業場
 - (f) 鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所
 - (g) 建設、据付け又は組立ての工事で、十二箇月をこえる期間行なわれているもの
- 3 次のことは、「恒久的施設」には含まれないものとする。
- (a) 企業に属する物品又は商品をもつばら保管し、展示し、又は引き渡すため施設を使用すること
 - (b) 企業に属する物品又は商品の在庫をもつばら保管し、展示し、又は引き渡すため保有すること

し、又は引き渡すため保有すること。

(c) 企業に属する物品又は商品の在庫をもつばら他の企業による加工のため保有すること。

(d) 企業のためもつばら物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集するため事業を行なう一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためもつばら広告、情報の提供、科学的調査又はこれらに類する準備的若しくは補助的性質の活動を行なうため事業を行なう一定の場所を保有すること。

4 一方の締約国内で他方の締約国の企業のために又はこれに代わつて行動する者(5の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く)は、その者が、当該一方の締約国内で、当該企業のために又はこれに代わつて契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合は、当該一方の締約国内における恒久的施設とされる。ただし、その者の行動が当該企業のために又はこれに代わつてもつばら物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。

5 一方の締約国の企業は、仲立人、同居その他独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつたという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとはされない。

6 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者である法人又は他方の締約国内で事業を

行なり(恒久的施設を通じることかを問わない。)法人を支配しているか又はこれに支配されているという事実のみでは、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはならない。

第五条

いずれの一方の締約国がこの条約の規定を適用する場合にも、この条約に特に定義されていない用語の意義は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、自国の租税に関する法令における解釈によるものとする。

第六条

1 一方の締約国の企業の産業上又は商業上の利得は、その企業が他方の締約国内でその国内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行わない限り、当該他方の締約国において租税を課せられない。一方の締約国の企業が他方の締約国内でその国内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なう場合には、その利得に対しては、その恒久的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内でその国内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なう場合には、その恒久的施設が独立の企業として同一又は同様の条件で同一又は同様の活動を行ない、かつ、独立の立場でその恒久的施設を有する企業と取引を行なつたと仮定した場合に当該他方の締約国内で取得しうべき産業上又は商業上の利得が、その恒久的施設に

歸せられるものとする。その産業上又は商業上の利得は、原則として、その恒久的施設に関する独立の勘定を基礎として決定するものとする。恒久的施設の産業上又は商業上の利得を決定するに際しては、経営費及び一般管理費を含むすべての費用でその恒久的施設に合理的に配分することができるものは、経費に算入することを認めるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに際しては、その企業のために恒久的施設が単に購入したにすぎない物品又は商品については、利得の計算上考慮しないものとする。

4 1の規定は、一方の締約国内の源泉から他方の締約国の居住者が取得する所得(たとえば、配当、利子、使用料又は不動産から生ずる所得)が当該一方の締約国内にある恒久的施設に帰せられない場合に、当該一方の締約国が、この条約及び自国の法令に従い、別個にその所得に租税を課することを妨げるものと解してはならない。

5 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定と矛盾しない範囲内で、産業上又は商業上の利得の配分に関する細目を取りきめることができる。

第七條

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営若しくは資金上の支配に直接若しくは間接に参加する場合は、

(b) 同一の個人若しくは法人が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営者若しくは資金上の支

配に直接若しくは間接に参加する場合、そのいずれの場合においても、両企業間に、その商業上又は資金上の関係において独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課せられるときは、それらの条件がなかつたならば一方の企業の利得となるべきもので、それらの条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができ

第八條

1 第六條の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が船舶及び航空機の運用によつて取得する利得は、他方の締約国において租税を免除される。

2 同様に、船舶及び航空機の運用に關し、日本の企業はオーストラリアにおいて営業税を、オーストラリアの企業は日本国において事業税を免除される。

第九條

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対して当該一方の締約国が課する租税の税率は、その配当の二十パーセントをこえないものとする。ただし、その配当を受け取る当該他方の締約国の居住者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先だつ十二箇月の期間、当該配当を支払う法人の全株式資本の五十パーセントをこえるものを保有し又は所有する法人である場合には、その租税の税率は、十パーセントをこえないものとする。

もつとも、それらの配当から軽減されない税率で租税を源泉徴収することはできるが、前記の軽減された税率をこえて源泉徴収した租税は、請求があれば還付しななければならない。

2 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内の源泉から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国においては、その法人が支払う配当(当該他方の締約国の居住者に支払うものを除く)に対するいかなる課税も、また、その法人の留保所得に対する留保所得税としての性質を有するいかなる租税の賦課も、当該配当又は留保所得が前記の利得又は所得の全部又は一部であるとなしとを問わず、行なわれない。

10 一方の締約国内の源泉から他方の締約国の居住者が取得する利子に対して当該一方の締約国が課する租税の税率は、その利子の十パーセントをこえないものとする。

11 一方の締約国内の源泉から他方の締約国の居住者が取得する使用料に対して当該一方の締約国が課する租税の税率は、その使用料の十パーセントをこえないものとする。

12 この条において「使用料」とは、著作権、特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他これらに類する財産の使用又は使用の権利の対価として支払われる使用

13 一方の締約国内の源泉から他方の締約国の居住者が取得する使用料に対して当該一方の締約国が課する租税の税率は、その使用料の十パーセントをこえないものとする。

14 一方の締約国内の源泉から他方の締約国の居住者が取得する使用料に対して当該一方の締約国が課する租税の税率は、その使用料の十パーセントをこえないものとする。

15 一方の締約国内の源泉から他方の締約国の居住者が取得する使用料に対して当該一方の締約国が課する租税の税率は、その使用料の十パーセントをこえないものとする。

16 一方の締約国内の源泉から他方の締約国の居住者が取得する使用料に対して当該一方の締約国が課する租税の税率は、その使用料の十パーセントをこえないものとする。

17 一方の締約国内の源泉から他方の締約国の居住者が取得する使用料に対して当該一方の締約国が課する租税の税率は、その使用料の十パーセントをこえないものとする。

昭和三十八年三月十三日 参議院會議録第十三号 所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国とオーストラリア共和国との間の条約の締結について承認を 二五五

昭和三十三年三月十三日 参議院會議録第十三号

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の締結について承認を
求めるの件外二件

二五六

料その他の料金をいい、映画フィルム(テレビジョンに使用されるフィルムを含む)又は産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用に關する貸貸料及びこれに類する収入金を含むが、鉱山若しくは採石場の運用又はその他の天然資源の利用に關して支払われる使用料その他の料金を含まない。

3 一方の締約国内の源泉から他方の締約国の居住者が取得する著作権、特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権又は産業上の考案並びに映画フィルム(テレビジョンに使用されるフィルムを含む)の譲渡から生ずる収益に對して当該一方の締約国が課する租税の税率は、収入金額の十パーセントをこえないものとする。

4 1及び3の規定は、一方の締約国の居住者が他方の締約国内に恒久的施設を有し、かつ、その使用料又は収益がその恒久的施設に歸せられる場合には、適用しない。この場合には、その恒久的施設に歸せられる使用料又は収益は、第六条1から3までの規定が適用される産業上又は商業上の所得とみなされる。

第十二条 1(a) 公務の遂行として提供された役務について、個人(オーストリアの國民を除く)に對し、日本国政府若しくは日本国の地方公共団体若しくは政府關係機關が支払い、又は日本国政府若しくは日本国の地方公共団体若しくは政府關係機關の支出に係る基金から支払われる給料、賃

金、恩給又はこれらに類する報酬は、オーストリアの租税を免除される。
(b) 公務の遂行として提供された役務について、個人(日本国の國民又は永住のため日本国に入国することを許可された者を除く)に對し、オーストリア、その地方府その他のオーストリアの公法人が支払い、又はオーストリア、その地方府その他のオーストリアの公法人が設立する基金から支払われる給料、賃金、恩給又はこれらに類する報酬は、日本国の租税を免除される。

2 1の規定は、1にいう法律上の団体が利得を得る目的で行なう営業又は事業に關して提供された役務について支払うものには、適用しない。

第十三条 1 他方の締約国の居住者である個人が一方の締約国内で行なう自由職業その他同様の性質の独立的活動から取得する利得は、その者が自己の活動を遂行するために当該一方の締約国内に通常使用可能な固定的施設を有しない限り、当該一方の締約国において租税を課されない。その者が一方の締約国内にそのような固定的施設を有する場合には、その固定的施設に歸せられる所得の部分について、当該一方の締約国において租税を課することができる。

2 第十二条1の規定を留保して、一方の締約国の居住者である個人が取得する勤務から生ずる給料、賃

賃金及びこれらに類する報酬は、その勤務が他方の締約国内で行なわれない限り、当該他方の締約国において租税を課されない。勤務が他方の締約国内で行なわれる場合には、それから生ずる報酬は、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人は、次のことを条件として、いずれかの課税年度において他方の締約国内で勤務することから生ずる報酬に對して当該他方の締約国において課される租税から免除される。
(a) その者が課税年度を通じて合計百八十三日をこえない期間当該他方の締約国内に滞在し、
(b) その者が当該一方の締約国の居住者のために又はそれに代わつて勤務し、かつ、その居住者が当該勤務に對し支払を行ない、また、
(c) その報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設又は固定的施設の利得から控除されないこと。

4 1及び3の規定にかかわらず、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョン關係の俳優、音楽家、運動家等の芸能人の利得又は報酬は、その活動が行なわれる締約国において租税を課することができる。

5 個人が一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機において被用者として勤務を行なう場合には、その役務は、当該締約国において行なわれるものとみなす。

第十五条 1 一方の締約国からの学生又は事業修習者で他方の締約国内で常時教育又は訓練を受けているものは、もつぱらその生計、教育又は訓練のため支払われる金額について、当該他方の締約国において租税を免除される。

2 一方の締約国からの学生又は事業修習者がいずれかの課税年度において合計六箇月をこえない実地訓練のために他方の締約国において行なう勤務から取得する所得も、同様に、租税を免除される。

第十六条 1 第十三条2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が取得する恩給は、他方の締約国において租税を免除される。
2 1の規定は、第十二条1にいう種類の恩給その他社会福祉の性質を有する恩給で日本国政府若しくは日本国の地方公共団体若しくは政府關係機關が支払うか、日本国政府若しくは日本国の地方公共団体若しくは政府關係機關がその原資に支出する基金から支払われるか、又はオーストリアの社会福祉機關が支払うものには、適用しない。

第十七条 1 不動産から生ずる所得(不動産の売却又は交換によつて生ずる取

益を含む)は、その不動産が存在する締約国において租税を課することができる。鉱山若しくは採石場の運用又はその他の天然資源の利用に關して支払われる使用料その他の料金は、不動産から生ずる所得とみなす。

第十八条 1 一方の締約国の居住者が他方の締約国において資本的資産の譲渡から取得する利得又は収益(第十一條及び第十七條1に規定する収益又は所得を除く)は、当該他方の締約国において租税を免除される。
2 1の規定にかかわらず、
(a) 一方の締約国内にある恒久的施設若しくは固定的施設の譲渡又はその恒久的施設若しくは固定的施設に屬する資本的資産(船舶又は航空機を除く)の譲渡から取得する利得又は収益は、当該一方の締約国において租税を課することができる。この場合には、これらの利得又は収益は、当該恒久的施設又は固定的施設に歸属するものとみなす。
(b) 一方の締約国の居住者である法人の株式の譲渡から取得する利得又は収益は、次のことを条件として、その締約国において租税を課することができる。
(i) 当該株式の譲渡者が当該法人の株式資本の総額の二十五パーセント以上を保有し、又はは所有すること。

第十四条 一方の締約国からの教授又は教員で、他方の締約国内の大学又はこれ

(ii) 課税年度中に譲渡された当該株式の総額が当該法人の株式資本の総額の五パーセント以上であること。

(c) 一方の締約国の居住者である個人が他方の締約国内に滞在する当該他方の締約国において動産の譲渡から取得する利得又は収益は、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十九条

1 日本国は、日本国の居住者に対する日本国の租税を決定するに際し、日本国の法令に基づいて課税することができるすべての項目の所得をその租税の課税標準に含めることができる。ただし、オーストリア内の源泉から生じ、かつ、両締約国の租税を課される所得についてオーストリアの法令に基づき、かつ、この条約の規定に従って日本国の居住者によつて支払われる(直接にである)源泉徴収による(直接にである)オーストリアの租税の額は、その所得について支払われる日本国の租税から、日本国の租税が課される全所得に対するその所得(又は日本国の租税が課される全所得のいずれか少ない方)の割合を日本国の租税の額に乗じて得た額を限度として、控除されるものとする。

2 オーストリアは、オーストリアの居住者に対するオーストリアの租税を決定するに際し、オーストリアの法令に基づいて課税することができるすべての項目の所得をその租税の課税標準に含めることができる。

できる。ただし、日本国内の源泉から生じ、かつ、両締約国の租税を課される所得について日本国の法令に基づき、かつ、この条約の規定に従つてオーストリアの居住者によつて支払われる(直接にである)と源泉徴収による(間接にである)日本国の租税の額は、その所得について支払われるオーストリアの租税から、オーストリアの租税が課される全所得に対するその所得(又はオーストリアの租税が課される全所得のいずれか少ない方)の割合をオーストリアの租税の額に乗じて得た額を限度として、控除されるものとする。

第二十条

1 及び2の規定は、日本国の租税の課税上日本国の居住者であり、かつ、オーストリアの租税の課税上オーストリアの居住者である個人及び日本国内に本店又は主たる事務所を有し、かつ、オーストリアに本拠を有するか又はオーストリアにおいてその事業が全面的に管理支配される法人又は租税の課税上法人として取り扱われる団体に対しても、同様に適用する。

4 1、2及び3の規定は、第十二

条1、第十四条及び第十五条の規定によつて認められる日本国又はオーストリアにおける租税の免除に影響を及ぼすものではない。

第二十一条

1 納税者が、自己がその国民又は居住者である締約国の権限のある当局に対し、他方の締約国においてこの条約の規定に従わぬ待遇を受けたことを明らかにするときは、その権限のある当局は、そのような待遇を排除するため、当該他方の締約国の権限のある当局と協議するものとする。

締約国のそれぞれの税法に基づいて行政の通常の運営において入手することができるものを交換するものとする。こうして交換された情報は、秘密として取り扱われなければならない。租税の賦課及び徴収に關する決定に關する者(裁判所を含む)以外のいかなる者にも漏らしてはならない。営業上、事業上、産業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報は、交換してはならない。

第二十二条

1 この条約の規定は、一方の締約国が租税を決定するに際し、自国の法令によつて現在認められているか又は将来認められることがある免除、減額、控除その他の減免をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

第二十三条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されるか又は課されることがある租税又はこれに關連する要件と異なるか、それよりも高いか又はそれよりも重い租税又はこれに關連する要件を課されることはない。

第二十四条

1 この条約は、批准書の交換の日に効力を生じ、かつ、批准書の交換が行なわれた年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について適用するものとする。

2 以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名調印した。

積及び実施のために必要な定めを設けることができ、また、これらの目的のため直接相互に通信することができる。

第二十五条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約が効力を生じた日から五年の期間を経過した後はいつでも、他方の締約国に対し、書面による終了の通告を、いずれの年においても六月三十日以前に、外交上の経路を通じて与えることができる。その場合には、この条約は、その通告が与えられた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について効力を失ふものとする。

第二十六条

1 一方の締約国の企業で資本の全部又は一部が他方の締約国の居住者によつて所有されているもの所得、利得及び資本は、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の他の企業で同様の状況にあるものが同様の所得、利得及び資本について課されるか又は課されることがある租税と異なるか、それよりも高いか又はそれよりも重い租税を課されることはない。

第二十七条

1 この条約は、批准書の交換の日に効力を生じ、かつ、批准書の交換が行なわれた年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について適用するものとする。

第二十八条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約が効力を生じた日から五年の期間を経過した後はいつでも、他方の締約国に対し、書面による終了の通告を、いずれの年においても六月三十日以前に、外交上の経路を通じて与えることができる。その場合には、この条約は、その通告が与えられた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について効力を失ふものとする。

第二十九条

1 納税者が、自己がその国民又は居住者である締約国の権限のある当局に対し、他方の締約国においてこの条約の規定に従わぬ待遇を受けたことを明らかにするときは、その権限のある当局は、そのような待遇を排除するため、当該他方の締約国の権限のある当局と協議するものとする。

えられたすべての法人、組合その他の団体

1 この条約は、批准されなければならぬ。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日に効力を生じ、かつ、批准書の交換が行なわれた年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について適用するものとする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百六十一年十二月二十日にウィーンで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
内田藤雄

昭和三十八年三月十三日 参議院會議録第十三号 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の締結について承認を
求めるの件外二件

オーストリア共和国のために
ドクトル ヨゼフ・シュェタン
ゲルベルガー
ドクトル オット・ヴァツケ

第七十三条第三号ただし書の規定に
基づき、国会の承認を求める。
所得に対する租税に関する二重
課税の回避及び脱税の防止のた
めの日本国政府とグレート・ブ
リテン及び北部アイルランド連
合王国政府との間の条約

〔審査報告書は都合により第十六
号末尾に掲載〕

所得に対する租税に関する二重課
税の回避及び脱税の防止のための
日本国政府とグレート・ブリテン
及び北部アイルランド連合王国政
府との間の条約の締結について承
認を求めるの件
右は本院において承認することを議
決した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。
昭和三十八年二月二十六日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 重宗雄三殿

所得に対する租税に関する二重
課税の回避及び脱税の防止のた
めの日本国政府とグレート・ブ
リテン及び北部アイルランド連
合王国政府との間の条約の締結
について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課
税の回避及び脱税の防止のため
の日本国政府とグレート・ブ
リテン及び北部アイルランド連
合王国政府との間の条約の締結
について、日本国憲法

所得に対する租税に関して二重課
税を回避し、及び脱税を防止するた
めの条約を締結することを希望し
て、
次のとおり協定した。

第一条

(1) この条約の対象である租税は、
次のものと並びに第五条及び第十七
条に掲げる地方税とする。

(a) グレート・ブリテン及び北部
アイルランド連合王国において
は、
所得税（附加税を含む。）及び
利得税（以下「連合王国の租税」
という。）
(b) 日本国においては、
所得税及び法人税（以下「日本
国の租税」という。）

(2) この条約は、(1)に掲げる租税と
実質的に同様の性質を有し、か
つ、この条約の署名の日の後に日
本国又は連合王国において課され
る他の租税についても、また、適
用する。

第二条

(1) この条約において、文脈により
別に解釈すべき場合を除くほか、
(a) 「連合王国」とは、グレート・ブ
リテン及び北部アイルランド
をいう。
(b) 「日本国」とは、地理的意味で
用いる場合には、日本国の租税
に関する法令が施行されている
すべての領域をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の
締約国」とは、文脈により、日
本国又は連合王国をいう。
(d) 「租税」とは、文脈により、日
本国の租税又は連合王国の租税
をいう。

(e) 「日本の法人」とは、日本国内
に本店又は主たる事務所を有す
る法人又は法人格を有しない団
体をいふ。「連合王国の法人」と
は、連合王国において管理さ
れ、かつ、支配されている法人
で、日本の法人でないものをい
う。また、「一方の締約国の法
人」及び「他方の締約国の法人
」とは、文脈により、日本の法人
又は連合王国の法人をいう。

(f) 「日本国の居住者」とは、それぞ
れ、日本国の租税の課税上日本
国の居住者であり、かつ、連合
王国の租税の課税上連合王国の
居住者でない個人及び連合王国
の租税の課税上連合王国の居住
者であり、かつ、日本国の租税
の課税上日本国の居住者でない
個人をいふ。「一方の締約国の
居住者」及び「他方の締約国の居
住者」とは、文脈により、日本

国の居住者又は連合王国の居住
者をいう。
(g) 「日本の企業」及び「連合王国
の企業」とは、それぞれ、日本
国の居住者又は法人が営む産業
上又は商業上の企業又は事業及
び連合王国の居住者又は法人が
営む産業上又は商業上の企業又
は事業をいふ。「一方の締約国
の企業」及び「他方の締約国の企
業」とは、文脈により、日本の
企業又は連合王国の企業をい
う。

(h) 「産業上又は商業上の利得」に
は、製造業、商業、農業、漁
業、鉱業、金融業及び保険業の
利得を含み、配当、利子、貸貨
料、第八条(2)に定義する使用
料、同条(3)にいう種類の金額、
同条(6)にいう種類の使用料その
他の料金、資本的資産の譲渡か
ら生ずる収益又は人的役務の報
酬として取得する所得を含まな
い。

(i) 「恒久的施設」とは、事業を
行なう一定の場所で、企業がそ
の事業の全部又は一部を行なつ
ているものをいう。
(ii) 恒久的施設は、特に次のも
のを含む。

- (aa) 管理所
- (bb) 支店
- (cc) 事務所
- (dd) 工場
- (ee) 作業場
- (ff) 鉱山、採石場その他天然
資源を採取する場所

(iii) 次のことは、「恒久的施設」
には含まれないものとする。
(aa) 企業に属する物品又は商
品をもつばら保管し、展示
し、又は引き渡すため施設
を使用すること。

(bb) 企業に属する物品又は商
品の在庫をもつばら保管
し、展示し、又は引き渡す
ため保有すること。
(cc) 企業に属する物品又は商
品の在庫をもつばら他の企
業による加工のため保有す
ること。

(dd) 企業のためもつばら物品
若しくは商品を購入し、又
は情報を収集するため事業
を行なう一定の場所を保有
すること。

(ee) 企業のためもつばら広
告、情報の提供、科学的調
査又はこれらに類する準備
的若しくは補助的性質の活
動を行なうため事業を行な
う一定の場所を保有するこ
と。

(iv) 一方の締約国の企業は、次
の場合には、他方の締約国内
に恒久的施設を有するものと
される。

(aa) 当該他方の締約国にお
いて行なわれている建設、据
付け又は組立ての工事に関
連して十二箇月をこえる期

間当該他方の締約国において監督活動を行なう場合
(bb) 当該他方の締約国において第十条(5)にいう芸能人の役務を提供する事業を行なう場合

(v) 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わつて行動する者(1)(vi)の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除くは、次の場合には、当該一方の締約国内における恒久的施設とされる。

(aa) その者が、当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合。ただし、その者の行動が当該企業のために物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。

(bb) その者が、当該一方の締約国において、当該企業に属する物品又は商品の在庫で当該企業に代わつて通常注文に応ずるためのものを保有する場合

(vi) 一方の締約国の企業は、株立人、間接その他独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつたという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとはされない。

(vii) 一方の締約国の法人が他方の締約国の法人又は他方の締約国内で事業を行なう(恒久的施設を通じるかどうかを問わない)法人を支配しているか又はこれに支配されているという事実のみでは、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはならない。「課税当局」とは、日本国においては、大蔵大臣又は大蔵大臣が権限を与えた代理者をいい、連合王国においては、内閣蔵入庁長官又は内閣蔵入庁長官が権限を与えた代理者をいい、また、第二十二条の規定に基づいてこの条約が適用される領域においては、この条約が適用される領域の租税のその領域における行政について権限のある当局をいう。

約国内で事業を行なう(恒久的施設を通じるかどうかを問わない)法人を支配しているか又はこれに支配されているという事実のみでは、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはならない。「課税当局」とは、日本国においては、大蔵大臣又は大蔵大臣が権限を与えた代理者をいい、連合王国においては、内閣蔵入庁長官又は内閣蔵入庁長官が権限を与えた代理者をいい、また、第二十二条の規定に基づいてこの条約が適用される領域においては、この条約が適用される領域の租税のその領域における行政について権限のある当局をいう。

(3) 一方の締約国がこの条約の規定を適用する場合には、特に定義されていらない用語の意義は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約が適用される租税に関する自国の有効な法令における解釈によるものとする。

(2) この条約で一方の締約国内の源泉から生じた所得が他方の締約国の租税を課せられるときは当該一方の締約国の租税を免除されるか又は軽減されることを規定している場合(他の条件が附されているとしない)を問わない。において、その所得が当該他方の締約国において施行されている法令に基づきその全額についてではなく当該他方の締約国に送金されたか又は当該他方の締約国内で受領した額について租税を課せられるときは、この条約に基づいて当該一方の締約国において認められる租税の免除又は軽減は、その所得のうち当該他方の締約国に送金されたか又は当該他方の締約国内で受領した額についてのみ適用する。

(1) 連合王国の企業は、その企業が日本国内でその国内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なう限り、日本国の租税を課せられない。連合王国の企業が日本国内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なう場合には、その利得に対しては、その恒久的施設に帰せられる部分についてのみ、日本国が租税を課することができる。

(b) 日本国の企業は、その企業が連合王国内での国内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なう場合には、その利得に対しては、その恒久的施設に帰せられる部分についてのみ、連合王国が租税を課することができる。

(2) 一方の締約国の企業が他方の締約国内でその国内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なう場合には、その恒久的施設が独立の企業として同一又は同様の条件で同一又は同様の活動を行ない、かつ、独立の立場でその恒久的施設を有する企業と取引を行なつたか、仮定した場合に当該他方の締約

国内で取得しうべき産業上又は商業上の利得が、その恒久的施設に帰せられるものとする。

(3) 恒久的施設の産業上又は商業上の利得を決定するに際しては、経費及び一般管理費を含むすべての費用でその恒久的施設が独立の企業であると仮定した場合に控除されるものは、その恒久的施設に合理的に配分することができるものである限り、その恒久的施設が存在する締約国において生じたか又は他の場所において生じたかを問わず、経費に算入することを認めるものとする。

(4) 一方の締約国の企業に対して生ずる利得のいかなる部分も、その企業が他方の締約国内で単に物品又は商品を購入したという理由では、当該他方の締約国内にある恒久的施設には帰せられない。

第四條
(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合は、

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合

であつて、そのいずれの場合においても、両企業間、その商業上又は資金上の関係において独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課せられるときは、それらの条件がなかつたならば一方の企業の利得となるべきもので、それらの条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業

の利得に算入して課税することができるとする。

第五條
(1) 第三條の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が船舶及び航空機の運用によつて取得する利得は、他方の締約国の租税を免除される。

(2) 一方の締約国の企業は、同様に、他方の締約国において、船舶及び航空機の運用によつて取得する利得を基礎として課されるか又は課されることがある地方税を免除される。

(3) 千九百二十九年八月十日にロンドンで交換された公文により構成された海運業所得に対する課税の相互免除に関する両締約国間の協定は、この条約が効力を生じたときは、この条約の規定が適用される日から効力を失ふものとする。

第六條
(1) (a) 日本国の居住者が連合王国内の源泉から取得した配当は、その者がその配当について日本国の租税を課せられるときは、連合王国の附加税を免除される。

(b) 連合王国の居住者又は連合王国の法人が日本国内の源泉から取得した配当は、その者がその配当について連合王国の租税を課せられるときは、日本国において、十五パーセントをこえる税率で租税を課されることはない。ただし、配当支払の対象となる課税年度の全期間を通じて連合王国の法人が日本の法人の議決権ある株式の五十パーセントをこえるものを実質的に所有

するものとする。

するものとする。

する場合には、その日本の法人が連合王国の法人に支払う配当に対する租税の税率は、十パーセントをこえないものとする。

(2) 一方の締約国の法人が他方の締約国内の源泉から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国においては、その法人が支払う配当(当該他方の締約国の居住者又は法人に支払うものを除く)に対するいかなる課税も、また、その法人の留保所得に対する留保所得税としての性質を有するいかなる租税の賦課も、当該配当又は留保所得が前記の利得又は所得の全部又は一部であるといふことを問わず、行なわれない。

(3) (1)の規定は、一方の締約国の居住者又は法人が他方の締約国内に恒久的施設を有し、かつ、その配当がその恒久的施設に帰せられる場合には、適用しない。この場合には、その恒久的施設に帰せられる配当は、第三条の規定が適用される産業上又は商業上の利得として取り扱われる。

(4) いずれか一方の締約国において法人の利得に対する租税の税率が変更される場合には、両締約国の課税当局は、この理由により(1)の規定を改正することが必要であるかどうかを決定するため、協議することができる。

第七条

(1) 一方の締約国内の源泉から他方の締約国の居住者又は法人が取得する利得に対して当該一方の締約国が課する租税の税率は、その者がその利得について当該他方の締

約国の租税を課されるときは、十パーセントをこえないものとする。

(2) (1)の規定は、一方の締約国の居住者又は法人が他方の締約国内に恒久的施設を有し、かつ、その利得がその恒久的施設に帰せられる場合には、適用しない。この場合には、その恒久的施設に帰せられる利得は、第三条の規定が適用される産業上又は商業上の利得として取り扱われる。

(3) この条約において「利子」とは、債券、証券、利付証書、社債その他のすべての種類の債権(不動産によつて担保される債権又は債券を含む)の利子及びすべての種類の債権について払いもどされた金額のうち貸付金額をこえる部分の金額をいう。

(4) 支払人と受領人との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、支払われた利子の額が、その支払の基因となつた債権を考慮する場合、その関係がなかつたならば支払人及び受領人が合意すると見られる額をこえるときは、この条の規定は、この合意する額と見られる額についてのみ適用する。その場合には、支払われた額のうち超過分は、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、当該締約国の法令に従つて課税することができるものとする。

第八条

(1) 一方の締約国内の源泉から他方の締約国の居住者又は法人が取得する使用料に対して当該一方の締約国が課する租税の税率は、その

者がその使用料について当該他方の締約国の租税を課されるときは、十パーセントをこえないものとする。

(2) (1)において「使用料」とは、著作権、特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他これらに類する財産の使用又は使用の権利の対価として支払われる使用料その他の料金をいい、映画フィルム若しくはテレビジョンフィルム又は産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用に関する賃貸料及びこれに類する収入金を含む。

(3) 著作権、特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他の産業上の考案又は映画フィルム若しくはテレビジョンフィルム若しくはこれらに関する権利の譲渡から一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者又は法人に支払われる金額に対して当該一方の締約国が課する租税の税率は、十パーセントをこえないものとする。

(4) (1)及び(3)の規定は、一方の締約国の居住者又は法人が他方の締約国内に恒久的施設を有し、かつ、その使用料又は金額がその恒久的施設に帰せられる場合には、適用しない。この場合には、その恒久的施設に帰せられる使用料又は金額は、第三条の規定が適用される産業上又は商業上の利得として取り扱われる。

(5) 支払人と受領人との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、支払われた使用料の額又は金額が、その支払の基因となつ

た使用、権利又は財産を考慮する場合、その関係がなかつたならば支払人及び受領人が合意すると見られる額をこえるときは、前諸項の規定は、この合意する額と見られる額についてのみ適用する。その場合には、支払われた額のうち超過分は、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、当該締約国の法令に従つて課税することができるものとする。

(6) 鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所の運用に関して支払われる使用料その他の料金は、その鉱山、採石場又は採取する場所が存在する締約国において租税を課することができる。

第九条

(1) 一方の締約国の居住者又は法人が他方の締約国において資本的資産の譲渡から取得する収益(第八条(3)に規定する金額を除く)は、当該他方の締約国の租税を免除される。

(2) (1)の規定にかかわらず、

(a) 一方の締約国内に存在する人が他方の締約国内に存在する不動産の譲渡又はその不動産を使用する権利若しくは当該他方の締約国内に存在する鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所を運用する権利の譲渡から取得する収益は、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(b) 一方の締約国内に存在する恒久的施設若しくは固定的施設の譲渡又はその恒久的施設若しくは固定的施設に属する資本的資

産の譲渡から生ずる収益は、当該一方の締約国において租税を課することができる。この場合には、この収益は、当該恒久的施設又は固定的施設に帰属するものとみなす。

(c) 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に滞在中当該他方の締約国において動産の譲渡から取得する収益は、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(d) 一方の締約国の居住者又は法人が他方の締約国の法人の株式の譲渡から取得する収益は、次のことを条件として、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(i) 譲渡者が保有し、又は所有する株式(他の関係のある者が保有し、又は所有する株式で譲渡者が保有し、又は所有するものとともに合算されるものを含む)が、課税年度又は賦課年度中のいずれかの時において、当該法人の株式資本の総額の二十五パーセント以上であること。

(ii) 譲渡者及び前記の関係のある者が当該課税年度又は賦課年度中に譲渡した株式の総額が当該法人の株式資本の総額の五パーセント以上であること。

第十条

(1) 一方の締約国の居住者が自由職業その他同様の性質の独立的活動に關して取得する所得は、その者が他方の締約国内に自己の活動を

遂行するため通常使用することができない固定施設を有しない限り、当該他方の締約国において租税を課せられない。その者が他方の締約国内にそのような固定施設を有する場合には、その固定施設に附せられる所得の部分について、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) 第十一条から第十四条までの規定を留保して、一方の締約国の居住者が勤務に関して取得する給料、賃金及びこれらに類する報酬は、その勤務が他方の締約国内で行なわれない限り、当該他方の締約国において租税を課せられない。勤務が他方の締約国内で行なわれる場合には、それから生ずる報酬は、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(3) (2)の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行なり勤務に関して取得する報酬は、次のことを条件として、いずれかの課税年度又は賦課年度において当該他方の締約国の租税を免除される。

(a) その者が当該課税年度又は賦課年度を通じて合計百八十三日をこえない期間当該他方の締約国内に滞在し、

(b) その者が当該一方の締約国の居住者又は法人に雇用され、かつ、その居住者若しくは法人又はこれらに代わる者から支払を受け、また、

(c) その報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設

又は固定的施設の利得から控除されないこと。

(4) 会社又は法人から取得する会社又は法人の役員報酬に關しては、前諸項の規定は、その報酬が使用人の勤務に關する報酬であるものとして、また、雇用者に關していうときは当該会社又は法人に關していうものとして、適用するものとする。

(5) (1)及び(3)の規定にかかわらず、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョン關係の俳優、音楽家、運動家等の芸能人がその個人的活動から取得する利得又は報酬は、その活動が行なわれる締約国において租税を課することができる。

(6) (2)から(5)までの規定にかかわらず、個人が一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機において被用者として勤務を行なう場合には、その役務は、当該締約国において行なわれるものとみなす。

第十一条

(1) (a) 政府の職務の遂行として提供された役務について日本国政府又は日本国の地方公共団体が個人に対し支払う報酬（恩給を除く。）及びその役務についてその個人に対し支払われる恩給は、連合王国の租税を免除される。ただし、その個人が連合王国に通常居住する場合及びその報酬が恩給でないときはその役務を行なうためにのみ連合王国に居住するものでない場合は、この限りでない。

(b) 政府の職務の遂行として提供された役務について連合王国若しくは北部アイルランドの公共の基金又は連合王国の地方当局の基金から個人に対し支払われる報酬（恩給を含む。）は、日本国の租税を免除される。ただし、その個人が日本国の国民であるか又は永住のため日本国に入国することを許可された場合は、この限りでない。

(2) この条の規定は、利得を得る目的で行なう営業又は事業に關して提供された役務について支払うものには、適用しない。

第十二条

(1) 一方の締約国の居住者が過去の勤務について受領する恩給その他これに類する報酬は、その者がその報酬について当該締約国において租税を課されるときは、他方の締約国の租税を免除される。

(2) (1)の規定は、第十一条(1)にいう種類の恩給その他社会福祉の性質を有する恩給で日本国政府若しくは日本国の地方公共団体若しくは政府關係機關が支払うか、又は日本国政府若しくは日本国の地方公共団体若しくは政府關係機關の支出に係る基金から支払われるものには、適用しない。

第十三条

一方の締約国からの教授又は教員で、他方の締約国内の大学、学校その他の教育機關において教育を行なうため二年をこえない期間当該他方の締約国を訪れるものは、その教育に対する報酬について、当該他方の締約国の租税を免除される。

第十四条

(1) 一方の締約国からの個人で、もつぱら、一般に認められた大学若しくは学校の学生として、又は事業修習者として、他方の締約国内に一時的に滞在するものは、次のものについて、当該他方の締約国の租税を免除される。

(a) 生計、教育又は訓練のための当該一方の締約国からの送金
(b) 奨学金又はこれに類する交付金、手当若しくは奨励金

(2) 一方の締約国からの個人で、政府又は宗教、慈善、學術、文芸若しくは教育の団体からの主として勉強又は研究のための交付金、手当又は奨励金の受領者として、二年をこえない期間他方の締約国内に一時的に滞在するものは、その交付金、手当又は奨励金の額について、当該他方の締約国の租税を免除される。

(3) 一方の締約国からの個人で、その締約国の企業若しくは(2)に掲げるその締約国の団体の使用人として又はこれ以外の企業若しくは団体との契約に基づき、もつぱらこれらの企業又は団体以外の者から技術上、職業上又は事業上の経験を習得するため、一年をこえない期間他方の締約国内に一時的に滞在するものは、自己の生計のための当該一方の締約国からの送金について、当該他方の締約国の租税を免除される。

第十五条

(1) 日本国の居住者である個人は、連合王国の所得税の課税上、連合王国の居住者でない英連邦市民と

同一の人的控除、救済及び軽減を受ける権利を有する。
(2) 連合王国の居住者である個人は、日本国の所得税の課税上、日本国の居住者でない日本国民と同一の人的控除、救済及び軽減を受ける権利を有する。

第十六条

(1) この条約の適用上、
(a) 一方の締約国の法人が支払う配当は、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。
(b) 一方の締約国（その地方公共団体を含む。）又は一方の締約国の企業が支払う利子は、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。ただし、船舶又は航空機の購入に係る債務に關して支払う利子を除き、

(i) 一方の締約国の企業で兩締約国外に恒久的施設を有するものが他方の締約国の居住者若しくは法人に対して支払う利子又は
(ii) 一方の締約国の企業で他方の締約国内に恒久的施設を有するものが支払う利子であつて、その恒久的施設の營業又は事業の遂行に當つてその使用のために負担した債務（又は金融事業の場合にはその恒久的施設が受け入れた預金）に關するものであり、かつ、その恒久的施設が負担するものは、その恒久的施設が存在する領域内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

(c) 第八条(2)に定義する使用料は、第八条(2)にいう財産が使用

される締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱ふ。

(d) 第八条(3)にいう財産の譲渡から生ずる金額は、その財産が使用される締約国内の源泉から生ずるものとして取り扱ふ。

(2) 第十七条の規定の適用上、

(a) 自由職業その他同様の性質の独立的活動に関する所得は、その職業又は活動が行なわれる締約国内の源泉から生ずる所得とみなす。

(b) 勤務又は役員職務に関する給料、賃金又はこれらに類する報酬は、その勤務又は役員職務が行なわれる締約国内の源泉から生ずる所得とみなす。

(c) 不動産から生ずる所得(不動産によつて担保される債権又は債券から生ずる利子を含まぬ)は、その不動産が存在する締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱ふ。

第十七条

(1) 締約国の法令は、この条約において反対の明文の規定が設けられている場合を除き、いずれか一方の締約国において生ずる所得の課税を引き続き規制するものとする。所得が両締約国において租税を課せられるときは、二重課税からの救済は、(2)及び(3)の規定に従つて行なわれる。

(2)(a) 連合王国以外の領域において支払われる租税を連合王国の租税から控除することについての連合王国の法令の規定に従い、日本国内の源泉から生ずる所得について支払われる(直接に)

あると源泉徴収によることを問わない。)日本国の租税は、その所得について支払われる連合王国の租税から控除されるものとする。その所得が日本の法人が自己の議決権ある株式又は自己が発行した全株式の二十五パーセント以上を支配する(直接に)であると間接にであると問わない。)連合王国の会社に対して支払当りであるときは、前記の控除に当たり、当該日本の法人がその利得について支払う日本国の租税を考慮に入れるものとする。

(b) (2)の規定の適用上、「日本国の租税」には、利得又は所得について課されるものであるときは、地方税を含むものとする。

(3) 日本国以外の国において支払われる租税を日本国の租税から控除することについての日本国の法令の規定に従い、連合王国内の源泉から生ずる所得について支払われる(直接に)であると源泉徴収によることを問わない。)連合王国の租税は、その所得について支払われる日本国の租税から控除されるものとする。その所得が連合王国の会社か自己の議決権ある株式又は自己が発行した全株式の二十五パーセント以上を所有する日本の法人に対して支払当りであるときは、前記の控除に当たり、当該連合王国の会社か自己の議決権ある株式又は自己が発行した全株式の二十五パーセント以上を所有する日本の法人がその利得について支払う日本国の租税を考慮に入れるものとする。

第十八条

この条約の規定は、いずれか一方の締約国が租税を決定するに際し、自国の法令によつて現在認められているか又は将来認められることがある免除、救済、減額、控除その他の減免をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

第十九条

両締約国の課税当局は、この条約の規定を実施するため、又はこの条約の適用を受ける租税に關して詐欺を防止し、若しくは脱税に対処することを目的とする法規を実施するために必要な情報(両締約国のそれぞれの税法に基づいて行政の通常の運営において入手することができても)を交換するものとする。こうして交換された情報は、秘密として取り扱われなければならない。租税の賦課及び徴収に關し、又はこれらに關する異議についての決定に關する者以外のいかなる者にも漏らしてはならない。これらの情報で営業上、事業上、産業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするようなもの、交換してはならない。

第二十条

(1) 納税者が、自己がその居住者又は法人である締約国の課税当局に對し、この条約のいづれかの規定に基づいて受ける権利を有する待遇を他方の締約国において受けなかつたことを明らかにするときは、その課税当局は、その二重課税を回避するため、当該他方の締約国の課税当局と協議するものとする。

(2) 両締約国の課税当局は、この条約の規定を実施するため、及びこの条約の適用又は解釈に關する困難又は疑義を解決するため、直接相互に通信することができる。

第二十一条

(1) 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されるか又は課されることがある租税又はこれに關連する要件と異なるか又はそれよりも重い租税又はこれに關連する要件を課されることはない。

(2) 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に對する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行なう当該他方の締約国の企業に對して課される租税よりも不利に課されることはない。

(3) 一方の締約国の企業が資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者又は法人によつて直接に又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国内において、当該一方の締約国の同種の他の企業が課されるか又は課されることがある租税又はこれに關連する要件と異なるか又はそれよりも重い租税又はこれに關連する要件を課されることはない。

(4) この条において「国民」とは、次のものをいう。
(a) 連合王国については、次のものをいう。
(i) すべての連合王国及び植民地の市民並びにすべての英国

保護民(第二十二條の規定に基づいてこの条約を適用することができず、また適用していない領域との關係によりその地位を与えられた市民及び保護民を除く。)

(ii) すべてのローデシア・ニアサランドの市民。ただし、第二十二條の規定に基づいてローデシア・ニアサランド連邦にこの条約を適用した場合に限る。

(iii) 連合王国又は第二十二條の規定に基づいてこの条約を適用する領域で施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人、組合その他の団体

(b) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人及び日本国で施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人その他の団体(法人格を有すると有しないとを問わない。)

(5) この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。
(6) この条のいかなる規定も、
(a) いずれかの締約国が、自国の居住者でない他方の締約国の国民に對し、法令により自国の居住者のみ適用される租税上の人的控除、救済及び軽減を認めるところを義務づけるものと解してはならず、また、
(b) 日本の法人について、分配される利得に對し留保所得よりも低い率で租税を課する日本国の

法令の規定に影響を及ぼすものと解してはならない。

第二十二條

(1) この条約は、連合王国が國際關係について責任を負い、かつ、この条約の対象である租税と実質的に同様の性質を有する租税を課する地域に対し、そのまま又は修正を加えて適用することができ、この適用は、両締約国間で定められ、かつ、合意される日から、その定められ、かつ、合意される修正及び条件(必要なきときは、その適用の効力発生及び終了に関する条件を含む。)に従つて効力を生ずる。

(2) この条約の規定に基づきこの条約が適用された地域に対するこの条約の適用は、第二十四條の規定に基づき日本国又は連合王国がこの条約を終了させるときは、両締約国が明白に別の合意をしない限り、終了するものとする。

第二十三條

(1) この条約は批准されなければならぬ。批准書は、できる限りすみやかにロンドンで交換されるものとする。

(2) この条約は、批准書の交換の時に効力を生じ、その規定は、次のものに適用するものとする。

(a) 連合王国においては、批准書の交換が行なわれた年の四月六日以後に開始する各賦課年度の所得税(附加税を含む)及び 次の利得に関する利得税

(ii) 前記の年の四月六日以後に開始する各賦課年度について所得税を課されるか又はこの条約がなかつたならば課されるべき利得

(i) その他の利得で、所得税を課されないが、前記の年の四月一日以後に開始する各課税計算期間中に生ずるか、又は一部は同日以前に入ると同日以後の部分に帰せられる利得であるもの

(b) 日本国においては、

批准書の交換が行なわれた年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

第二十四條

いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間を経過した後は、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を与えることによつて、この条約を終了させることができる。その通告は、いずれの年においても六月三十日以前に与えなければならず、その場合には、この条約は、次のものについて、効力を失うものとする。

(a) 連合王国においては、

その通告が与えられた年の翌年の四月六日以後に開始する各賦課年度の所得税(附加税を含む)及び

次の利得に関する利得税

(i) その通告が与えられた年の翌年の四月六日以後に開始する各

賦課年度について所得税を課される利得

(ii) その他の利得で、所得税を課されないが、その通告が与えられた年の翌年の四月一日以後に開始する各課税計算期間中に生ずるか、又は一部は同日以前に入ると同日以後の部分に帰せられる利得であるもの

(b) 日本国においては、

その通告が与えられた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

以上の証拠として、下名は、それぞれ政府からこのために正当な委任を受け、この条約に署名した。

千九百六十二年九月四日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

大平正芳

グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府のために

O. C. モーランド

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジールランドとの

間の条約の締結について承認を求めた件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十八年二月二十六日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため

の日本国とニュー・ジールランドとの間の条約の締結について承認を求めた件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため日本国とニュー・ジールランドとの間の条約の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めた。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため

の日本国とニュー・ジールランドとの間の条約

日本国政府及びニュー・ジールランド政府は、所得に対する租税に關し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一條

(1) この条約の対象である租税は、次のものとする。

(a) 日本国においては、所得税及び法人税

(b) ニュー・ジールランドにおいては、所得税及び超過留保税

(2) この条約は、所得又は利得に対する他の租税で、(1)に掲げる租税と実質的に同様の性質を有し、かつ、この条約の署名の日の後にいずれの一方の締約国によつて課されるものについても、また、適用する。

第二條

(1) この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域をいう。

(b) 「ニュー・ジールランド」とは、地理的意味で用いる場合には、ニュー・ジールランドの本土地域(附属の諸島を含む)をいう。ただし、クック諸島(ニューエイを含む)を除く。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はニュー・ジールランドをいう。

(d) 「日本国の租税」とは、日本国によつて課される租税で、第一條の規定によりこの条約が適用されるものをいい、「ニュー・ジールランドの租税」とは、ニュー・ジールランドによつて課される租税で、第一條の規定によりこの条約が適用されるものをいう。

<p>(i) 「一方の締約国の居住者」及び「他方の締約国の居住者」とは、文脈により、日本国の居住者又はニュー・ジールランドの居住者をいう。</p>	<p>(h) 「日本国の居住者」とは、日本国の租税に關し日本国の居住者であり、かつ、ニュー・ジールランドの租税に關しニュー・ジールランドの居住者でない個人及び日本国の法人をいい、「ニュー・ジールランドの居住者」とは、会社以外の者であつて、ニュー・ジールランドの租税に關しニュー・ジールランドの居住者であり、かつ、日本国の租税に關し日本国の居住者でないもの及びニュー・ジールランドの法人をいう。</p>	<p>(e) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はニュー・ジールランドの租税をいう。</p> <p>(f) 「日本の法人」とは、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人又は法人格を有しない団体で、その事業がニュー・ジールランドにおいて管理されず、かつ、支配されている会社で、日本国内に本店又は主たる事務所を有しないものをいう。</p> <p>(g) 「一方の締約国の法人」及び「他方の締約国の法人」とは、文脈により、日本の法人又はニュー・ジールランドの法人をいう。</p>	<p>(j) 「日本の企業」とは、日本国の居住者が営む産業上又は商業上の企業又は事業をいい、「ニュー・ジールランドの企業」とは、ニュー・ジールランドの居住者が営む産業上又は商業上の企業又は事業をいう。</p> <p>(k) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、文脈により、日本の企業又はニュー・ジールランドの企業をいう。</p> <p>(l) 「産業上又は商業上の企業又は事業」には、鉱業、農業、漁業、牧畜業若しくは林業の活動又は銀行、保険、生命保険若しくは投資取引の業務に従事する企業又は事業を含み、また、「産業上又は商業上の利得」には、このような活動又は業務から生ずる利得を含み、配当、利子、賃貸料、使用料、技術上の役務の対価、経営管理料若しくは人的役務の報酬として取得する所得又は演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家、運動家等の芸能人の役務を提供する契約若しくは債務から生じ、若しくはこれに關連して生ずる所得を含まない。</p> <p>(m) 「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所、企業がその事業の全部又は一部を行なつてゐるものをいう。</p> <p>(n) 恒久的施設は、特に、次のものを含む。</p> <p>(aa) 管理所</p> <p>(bb) 支店</p>
<p>(ii) 恒久的施設は、特に、次のものを含む。</p> <p>(aa) 管理所</p> <p>(bb) 支店</p>	<p>(i) 「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所、企業がその事業の全部又は一部を行なつてゐるものをいう。</p> <p>(ii) 恒久的施設は、特に、次のものを含む。</p> <p>(aa) 管理所</p> <p>(bb) 支店</p>	<p>(i) 「産業上又は商業上の企業又は事業」には、鉱業、農業、漁業、牧畜業若しくは林業の活動又は銀行、保険、生命保険若しくは投資取引の業務に従事する企業又は事業を含み、また、「産業上又は商業上の利得」には、このような活動又は業務から生ずる利得を含み、配当、利子、賃貸料、使用料、技術上の役務の対価、経営管理料若しくは人的役務の報酬として取得する所得又は演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家、運動家等の芸能人の役務を提供する契約若しくは債務から生じ、若しくはこれに關連して生ずる所得を含まない。</p> <p>(ii) 「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所、企業がその事業の全部又は一部を行なつてゐるものをいう。</p> <p>(iii) 恒久的施設は、特に、次のものを含む。</p> <p>(aa) 管理所</p> <p>(bb) 支店</p>	<p>(j) 「日本の企業」とは、日本国の居住者が営む産業上又は商業上の企業又は事業をいい、「ニュー・ジールランドの企業」とは、ニュー・ジールランドの居住者が営む産業上又は商業上の企業又は事業をいう。</p> <p>(k) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、文脈により、日本の企業又はニュー・ジールランドの企業をいう。</p> <p>(l) 「産業上又は商業上の企業又は事業」には、鉱業、農業、漁業、牧畜業若しくは林業の活動又は銀行、保険、生命保険若しくは投資取引の業務に従事する企業又は事業を含み、また、「産業上又は商業上の利得」には、このような活動又は業務から生ずる利得を含み、配当、利子、賃貸料、使用料、技術上の役務の対価、経営管理料若しくは人的役務の報酬として取得する所得又は演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家、運動家等の芸能人の役務を提供する契約若しくは債務から生じ、若しくはこれに關連して生ずる所得を含まない。</p> <p>(m) 「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所、企業がその事業の全部又は一部を行なつてゐるものをいう。</p> <p>(n) 恒久的施設は、特に、次のものを含む。</p> <p>(aa) 管理所</p> <p>(bb) 支店</p>
<p>(iv) 一方の締約国内で他方の締約国の企業のために又はこれに代わつて行動する者は、次の場合には、当該一方の締約国内における恒久的施設とされる。</p> <p>(aa) その者が、当該一方の締約国内で、当該企業に代わつて契約を締結し、及び締結する包括的権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合。ただし、その者の行動が当該企業に代わつて物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。</p>	<p>(iv) 一方の締約国内で他方の締約国の企業のために又はこれに代わつて行動する者は、次の場合には、当該一方の締約国内における恒久的施設とされる。</p> <p>(aa) その者が、当該一方の締約国内で、当該企業に代わつて契約を締結し、及び締結する包括的権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合。ただし、その者の行動が当該企業に代わつて物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。</p>	<p>(ii) 一方の締約国の企業の事業が移動的性質を有するものである場合には、このような事業が他方の締約国において行なわれている場所は、事業を行なう一定の場所とみなされる。</p> <p>(iii) 一方の締約国の企業の事業が移動的性質を有するものである場合には、このような事業が他方の締約国において行なわれている場所は、事業を行なう一定の場所とみなされる。</p> <p>(iv) 一方の締約国内で他方の締約国の企業のために又はこれに代わつて行動する者は、次の場合には、当該一方の締約国内における恒久的施設とされる。</p> <p>(aa) その者が、当該一方の締約国内で、当該企業に代わつて契約を締結し、及び締結する包括的権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合。ただし、その者の行動が当該企業に代わつて物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。</p>	<p>(cc) 事務所</p> <p>(dd) 工場</p> <p>(ee) 作業場</p> <p>(ff) 倉庫</p> <p>(gg) 鉱山、採石場その他採掘されている天然資源の存在する場所</p> <p>(hh) 農業、牧畜業又は林業の用に供されている不動産</p> <p>(ii) 建物工事現場又は建物若しくは組立ての工事で、十二箇月をこえる期間存続するもの</p> <p>(iii) 一方の締約国の企業の事業が移動的性質を有するものである場合には、このような事業が他方の締約国において行なわれている場所は、事業を行なう一定の場所とみなされる。</p> <p>(iv) 一方の締約国内で他方の締約国の企業のために又はこれに代わつて行動する者は、次の場合には、当該一方の締約国内における恒久的施設とされる。</p> <p>(aa) その者が、当該一方の締約国内で、当該企業に代わつて契約を締結し、及び締結する包括的権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合。ただし、その者の行動が当該企業に代わつて物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。</p>
<p>(v) 一方の締約国の企業が、純然たる仲立人、問屋その他独立の地位を有する代理人でこれらの者としての本来の業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつたという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。</p> <p>(bb) 一方の締約国の企業が、他方の締約国内でもつばら物品若しくは商品を購入し、保管し、若しくは引き渡すため、又は情報を収集するため、事業を行なう一定の場所を保有しているという事実のみによつては、その事業を行なう一定の場所は、当該企業の恒久的施設であることとはならない。</p>	<p>(v) 一方の締約国の企業が、純然たる仲立人、問屋その他独立の地位を有する代理人でこれらの者としての本来の業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつたという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。</p> <p>(bb) 一方の締約国の企業が、他方の締約国内でもつばら物品若しくは商品を購入し、保管し、若しくは引き渡すため、又は情報を収集するため、事業を行なう一定の場所を保有しているという事実のみによつては、その事業を行なう一定の場所は、当該企業の恒久的施設であることとはならない。</p>	<p>(v) 一方の締約国の企業が、純然たる仲立人、問屋その他独立の地位を有する代理人でこれらの者としての本来の業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつたという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。</p> <p>(bb) 一方の締約国の企業が、他方の締約国内でもつばら物品若しくは商品を購入し、保管し、若しくは引き渡すため、又は情報を収集するため、事業を行なう一定の場所を保有しているという事実のみによつては、その事業を行なう一定の場所は、当該企業の恒久的施設であることとはならない。</p>	<p>(bb) その者が、当該企業に属する物品又は商品の在庫で、通常これにより当該企業に代わつて注文に応ずるものを、当該一方の締約国内に、常習的に保有する場合は、</p> <p>(cc) その者が、当該一方の締約国内で、もつばら又は主として、当該企業自体のために、又は当該企業及び当該企業により支配され若しくは当該企業に支配される利益を有する他の企業のために、常習的に注文を取得する場合は、</p> <p>(vi) 一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に対し物品を販売する場合において、当該物品が、他方の締約国内で産業上又は商業上の企業又は事業により、当該一方の締約国の企業のために、又はその企業の注文に応じて製造され、組み立てられ、加工され、包装され、又は細分されたものであり、かつ、当該一方の締約国の企業が当該他方の産業上又は商業上の企業又は事業の経営、支配又は資本に参加しているときは、この条約の適用上、当該一方の締約国の企業は、他方の締約国内に恒久的施設を有し、かつ、当該恒久的施設を通じて、他方の締約国内で営業又は事業に従事するものとされる。</p> <p>(n) 「権限のある当局」とは、日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理</p>
<p>(n) 「権限のある当局」とは、日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理</p>	<p>(n) 「権限のある当局」とは、日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理</p>	<p>(vi) 一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に対し物品を販売する場合において、当該物品が、他方の締約国内で産業上又は商業上の企業又は事業により、当該一方の締約国の企業のために、又はその企業の注文に応じて製造され、組み立てられ、加工され、包装され、又は細分されたものであり、かつ、当該一方の締約国の企業が当該他方の産業上又は商業上の企業又は事業の経営、支配又は資本に参加しているときは、この条約の適用上、当該一方の締約国の企業は、他方の締約国内に恒久的施設を有し、かつ、当該恒久的施設を通じて、他方の締約国内で営業又は事業に従事するものとされる。</p>	<p>(cc) 一方の締約国の法人が他方の締約国の法人又は他方の締約国内で営業若しくは事業を行なう(恒久的施設を通じるかどうかを問わない)法人を支配しているという事実のみによつては、その支配されている法人は、当該一方の締約国の法人の恒久的施設であることとはならない。</p> <p>(vi) 一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に対し物品を販売する場合において、当該物品が、他方の締約国内で産業上又は商業上の企業又は事業により、当該一方の締約国の企業のために、又はその企業の注文に応じて製造され、組み立てられ、加工され、包装され、又は細分されたものであり、かつ、当該一方の締約国の企業が当該他方の産業上又は商業上の企業又は事業の経営、支配又は資本に参加しているときは、この条約の適用上、当該一方の締約国の企業は、他方の締約国内に恒久的施設を有し、かつ、当該恒久的施設を通じて、他方の締約国内で営業又は事業に従事するものとされる。</p>

者をいい、ニュー・ジールランドについては、内閣蔵入庁長官又は権限を考えられたその代理者をいう。

(o) 単数で表現される語は、複数を含み、複数で表現される語は、単数を含む。

(2) いずれの一方の締約国がこの条約の規定を適用する場合にも、特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の対象である租税に關する自国の法令における意義を有するものとする。

第三条

(1)(a) ニュー・ジールランドの企業は、産業上又は商業上の所得(船舶又は航空機の運用から生ずる所得を除く)に対しては、その企業が日本国内でその国内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なわないう限り、日本国の租税を課さない。ニュー・ジールランドの企業が日本国内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なう場合には、その所得に對し、その恒久的施設に歸せられる部分についてのみ、日本国が租税を課することができる。

(b) 日本の企業の産業上又は商業上の所得(船舶又は航空機の運用から生ずる所得を除く)に對しては、その企業がニュー・ジールランド内での国内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なわないう限り、ニュー・ジールランドの租税を課さない。日本の企業がニュー・ジールランド内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なう場合には、その恒久的施設に歸せられる部分についてのみ、日本国が租税を課することができる。

てのみ、ニュー・ジールランドが租税を課することができる。

(c) (a)及び(b)の規定は、映画フィルム、の賃貸又は保険の業務から生ずる所得に對する課税に關するいづれの一方の締約国の法令の規定にも影響を及ぼすものではない。

(2)(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国内でその国内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なう場合には、その恒久的施設が同一又は類似の活動を行なう独立の企業であり、かつ、その恒久的施設とそれを有する企業との取引が独立の立場で行なわれるものであるとすれば、その恒久的施設が当該他方の締約国内で取得すると見られる産業上又は商業上の所得が、その恒久的施設に歸せられるものとする。

(b) いずれか一方の締約国の課税当局が入手することができる情報から恒久的施設に歸せられる所得を決定するため十分でない場合には、(a)の規定は、当該課税当局の裁量又は推定により決定された額に對してその恒久的施設に係る租税を支払う義務に關して定める当該一方の締約国の法令の適用に影響を及ぼすものではない。

ただし、このような裁量又は推定は、当該課税当局が入手することができる情報により可能である限り、(a)の原則に従つて行なわれなければならない。恒久的施設の産業上又は商業上の所得を決定するに際しては、経営費及び一般管理費を含むすべての費用で、その恒久的施設が独立の企業であるとすれば控除すること

とができるものは、合理的にその恒久的施設に配分することができるものである限り、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか又は他の場所が生じたかを問わず、控除を認められるものとする。ただし、このような控除は、恒久的施設が存在する締約国の法令によつて認められる控除と実質的に同様の性質を有するものに限り認められる。

(4) 一方の締約国の企業が、当該締約国内で締結された契約に基づき、展示のためではなく引渡しを便宜上他方の締約国内の倉庫に保有している物品又は商品の販売により所得を取得する場合には、当該企業の当該他方の締約国内の代理人が購入の申込みを受け、これを当該企業に受諾のため伝達したときにも、その所得は、当該企業の当該他方の締約国内にある恒久的施設に歸せられない。

(5) 一方の締約国の企業が取得する所得のいかなる部分も、その企業が他方の締約国内で行なつた物品又は商品の単なる購入を理由として、当該他方の締約国内にある恒久的施設に歸せられない。

第四条

(1)(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営上若しくは資金上の支配に直接若しくは間接に参加する場合又は

(b) 同一の個人若しくは法人が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営上若しくは資金上の支配に直接若しくは間接に参加する場合であつて、そのいづれの場合においても、両企業間において、独立又は資金上の関係において、独立

の立場で相互に取引を行なう独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されるときは、それらの条件がなかつたならば一方の企業の所得となつたはずである所得で、それらの条件のために当該一方の企業の所得とならなかつたものに対しては、これをその企業の所得に算入して課税することができる。

(2) (1)の規定に基づいて一方の締約国の企業の所得に算入された所得に對しては、これをその締約国内に源泉がある所得とみなして課税する。

(3) いずれか一方の締約国の課税当局が入手することができる情報から、(1)の規定の適用上、企業の所得となつたはずである所得を決定するため十分でない場合には、(1)の規定は、当該課税当局の裁量又は推定により決定された額に對して租税を支払う当該企業の義務に關して定める当該一方の締約国の法令の適用に影響を及ぼすものではない。

第五条

(1) 一方の締約国の企業が航空機の運用により取得する所得に對しては、他方の締約国の租税を免除する。ただし、当該航空機が、もつぱら又は主として当該他方の締約国内の隔地間に運用されている場合は、この限りでない。

(2) 一方の締約国の企業が船舶の運用により取得する所得に對して他方の締約国が課する租税の額は、そ

の額の五十パーセントに等しい額だけ軽減される。ただし、当該船舶が、もつぱら又は主として当該他方の締約国内の隔地間に運用されている場合は、この限りでない。

第六条

(1) 一方の締約国内に源泉がある配当で、他方の締約国の居住者が取得するものに対して当該一方の締約国が課する租税の税率は、十五パーセントをこえないものとする。ただし、その配当が当該一方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該居住者が行なう営業又は事業に關連して生ずる場合は、この限りでない。

(2) 一方の締約国の法人が支払う配当は、その締約国内に源泉がある所得として取り扱われる。

第七条

一方の締約国内の不動産により他方の締約国の居住者が取得する所得(性質のいかなるものを問わぬ)及び当該一方の締約国内の鉱山若しくは採石場の運用又は当該一方の締約国内の木材その他の天然資源の採取若しくは搬出に關して他方の締約国の居住者に支払われる使用料その他の対価に對しては、不動産、鉱山、採石場又は樹木その他の天然資源が存在する締約国の法令に従つて課税する。

第八条

(1)(a) 政府の職務の遂行として日本国政府に提供された役務に對して当該政府が個人に對して支払う報酬(恩給を除く)に對しては、当該個人がニュー・ジールランドの居住者でない場合又はその役員を行なうためにニュー・ジールランドに居住する場合には、ニュー・ジールランドの租税を免除する。

(b) 政府の職務の遂行としてニュー・ジブラント政府に提供された役務について当該政府が個人に対して支払う報酬(恩給を除く)に対しては、当該個人が日本国の国民でなく、かつ、永住のため日本国に入国することを許可された者でない場合には、日本国の租税を免除する。

(2) (1)の規定は、いずれか一方の締約国が利得を得る目的で行なう營業又は事業に関して提供された役務について支払うものには、適用しない。

第九条

(1) (a) 日本国内に源泉がある恩給その他これに類する報酬で、ニュー・ジブラントの居住者である個人が取得するものに対しては、その者がこれに対してニュー・ジブラントの租税を課せられるときは、日本国の租税を免除する。

(b) (a)の規定は、政府の職務の遂行として日本政府に提供された役務について個人に対して支払う恩給その他これに類する報酬には、適用されず、このような恩給その他これに類する報酬に対しては、ニュー・ジブラントの租税を免除する。

(2) ニュー・ジブラント内に源泉がある恩給その他これに類する報酬で、日本国の居住者である個人が取得するものに対しては、その者がこれに対して日本国の租税を課せられるときは、ニュー・ジブラントの租税を免除する。

第十条

(1) 一方の締約国の居住者である個人は、他方の締約国内でいずれかの課税年度又は所得年度において行なつた人的役務(自由職業を含む)の報酬に対し、次のことを条件として当該他方の締約国の租税を免除される。

(a) その個人が当該課税年度又は所得年度を通じて合計百八十三日をこえない期間当該他方の締約国内に滞在し、

(b) その役務が当該一方の締約国の居住者のために、又はその者に代わつて行なわれ、かつ、

(c) その報酬その他の所得に対し、当該個人が居住する締約国内で租税が課せられること。

(2) (1)の規定は、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家、運動家等の芸能人の利得又は報酬には、適用しない。

第十一条

一方の締約国からの教授又は教員で、他方の締約国内の大学又はこれに類する高等教育機関において教育を行なうため、当該他方の締約国を訪れ、二年をこえない期間滞在するものは、その教育に対する報酬に対し、当該他方の締約国の租税を免除される。

第十二条

一方の締約国からの学生又は事業若しくは營業の修習者で、他方の締約国内でもつばら教育又は訓練を受けているものは、その生計、教育又は訓練のため当該一方の締約国の居住者から支払われる金額に対し、当該他方の締約国において租税を免除される。

第十三条

(1) 日本国内に源泉がある所得に対し、日本国の法令に基づき、かつ、この条約に従つて、直接に又は源泉徴収により、支払われる日本国の租税の額は、ニュー・ジブラント以外の国において支払われる租税の額をニュー・ジブラント

の租税の額から控除することに關する当該時に有効なニュー・ジブラントの法令の規定に従い、当該所得に対して支払われるニュー・ジブラントの租税の額から控除されるものとする。

(2) ニュー・ジブラント内に源泉がある所得に対し、ニュー・ジブラントの法令に基づき、かつ、この条約に従つて、直接に又は源泉徴収により、支払われるニュー・ジブラントの租税の額は、日本国以外の国において支払われる租税の額を日本国の租税の額から控除することに關する当該時に有効な日本国の法令の規定に従い、当該所得の額から控除されるものとする。

(3) (1)及び(2)の規定の適用上、一方の締約国内で行なう人的役務(自由職業を含む)に対する利得又は報酬は、当該締約国内に源泉がある所得とみなす。また、個人が運用する船舶又は航空機においてもつばら又は主として行なわれるものは、当該締約国内で行なわれるものとみなす。ただし、当該船舶又は航空機がもつばら又は主として他方の締約国内の隔地間に運用されている場合は、この限りでない。

面締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施、租税に關する詐欺の防止又は脱税に対処するための法規の実施に必要な情報で、両締約国のそれぞれがその税法に基づいて行政の通常の運営において入手することができ、これを交換するものとする。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱われなければならない。租税の賦課及び徴収に關し、

又はこれらに關する異議についての決定に關与する者(裁判所及び審査機関を含む)以外のいかなる者にも漏らしてはならない。營業上、事業上、産業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報は、交換してはならない。

納税者は、いずれか一方の締約国の税務当局の行為によりこの条約の規定に反して二重課税の結果が生じたこと又は生ずるに至ることを立証するときは、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対し異議を申し立てることができる。この申立てが正当であると認められるときは、その権限のある当局は、当該二重課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局と合意に達するよう努めるものとする。

この条約の解釈又は適用に關して困難又は疑義が生じた場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によつて問題を解決することができ、もつとも、この規定は、この条約に關して生ずる紛争を両締約国間の外交上の経路による交渉によつて解決することを妨げるものと解してはならない。

(1) この条約の規定は、いかなる態様においても、外交官及び領事官に對して現在生ずる若しくは將來生ずる権利を否定し、又はこれに影響を及ぼすものと解してはならない。

(2) この条約の規定は、一方の締約国の法令により現在又は將來認められる免除、減額、控除その他の

恩典をいかなる態様においても制限するものと解してはならない。

(3) 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の解釈及び実施のために必要な定めを設けることができ、また、この条約の規定を実施するため直接相互に通信することができ、

(1) 日本国の居住者である個人は、ニュー・ジブラントの租税に關し、ニュー・ジブラントの居住者でない日本国民と同一の人的控除、救済及び軽減を受ける権利を有する。

(2) ニュー・ジブラントの居住者である個人は、日本国の租税に關し、日本国の居住者でない日本国民と同一の人的控除、救済及び軽減を受ける権利を有する。

この条約の解釈又は適用に關して困難又は疑義が生じた場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によつて問題を解決することができ、もつとも、この規定は、この条約に關して生ずる紛争を両締約国間の外交上の経路による交渉によつて解決することを妨げるものと解してはならない。

第十四条

面締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施、租税に關する詐欺の防止又は脱税に対処するための法規の実施に必要な情報で、両締約国のそれぞれがその税法に基づいて行政の通常の運営において入手することができ、これを交換するものとする。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱われなければならない。租税の賦課及び徴収に關し、

又はこれらに關する異議についての決定に關与する者(裁判所及び審査機関を含む)以外のいかなる者にも漏らしてはならない。營業上、事業上、産業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報は、交換してはならない。

納税者は、いずれか一方の締約国の税務当局の行為によりこの条約の規定に反して二重課税の結果が生じたこと又は生ずるに至ることを立証するときは、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対し異議を申し立てることができる。この申立てが正当であると認められるときは、その権限のある当局は、当該二重課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局と合意に達するよう努めるものとする。

この条約の解釈又は適用に關して困難又は疑義が生じた場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によつて問題を解決することができ、もつとも、この規定は、この条約に關して生ずる紛争を両締約国間の外交上の経路による交渉によつて解決することを妨げるものと解してはならない。

第十五条

面締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施、租税に關する詐欺の防止又は脱税に対処するための法規の実施に必要な情報で、両締約国のそれぞれがその税法に基づいて行政の通常の運営において入手することができ、これを交換するものとする。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱われなければならない。租税の賦課及び徴収に關し、

恩典をいかなる態様においても制限するものと解してはならない。

(3) 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の解釈及び実施のために必要な定めを設けることができ、また、この条約の規定を実施するため直接相互に通信することができ、

第十六条

この条約の解釈又は適用に關して困難又は疑義が生じた場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によつて問題を解決することができ、もつとも、この規定は、この条約に關して生ずる紛争を両締約国間の外交上の経路による交渉によつて解決することを妨げるものと解してはならない。

納税者は、いずれか一方の締約国の税務当局の行為によりこの条約の規定に反して二重課税の結果が生じたこと又は生ずるに至ることを立証するときは、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対し異議を申し立てることができる。この申立てが正当であると認められるときは、その権限のある当局は、当該二重課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局と合意に達するよう努めるものとする。

この条約の解釈又は適用に關して困難又は疑義が生じた場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によつて問題を解決することができ、もつとも、この規定は、この条約に關して生ずる紛争を両締約国間の外交上の経路による交渉によつて解決することを妨げるものと解してはならない。

面締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施、租税に關する詐欺の防止又は脱税に対処するための法規の実施に必要な情報で、両締約国のそれぞれがその税法に基づいて行政の通常の運営において入手することができ、これを交換するものとする。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱われなければならない。租税の賦課及び徴収に關し、

第十七条

面締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施、租税に關する詐欺の防止又は脱税に対処するための法規の実施に必要な情報で、両締約国のそれぞれがその税法に基づいて行政の通常の運営において入手することができ、これを交換するものとする。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱われなければならない。租税の賦課及び徴収に關し、

恩典をいかなる態様においても制限するものと解してはならない。

(3) 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の解釈及び実施のために必要な定めを設けることができ、また、この条約の規定を実施するため直接相互に通信することができ、

第十八条

日本国の居住者である個人は、ニュー・ジブラントの租税に關し、ニュー・ジブラントの居住者でない日本国民と同一の人的控除、救済及び軽減を受ける権利を有する。

ニュー・ジブラントの居住者である個人は、日本国の租税に關し、日本国の居住者でない日本国民と同一の人的控除、救済及び軽減を受ける権利を有する。

この条約の解釈又は適用に關して困難又は疑義が生じた場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によつて問題を解決することができ、もつとも、この規定は、この条約に關して生ずる紛争を両締約国間の外交上の経路による交渉によつて解決することを妨げるものと解してはならない。

面締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施、租税に關する詐欺の防止又は脱税に対処するための法規の実施に必要な情報で、両締約国のそれぞれがその税法に基づいて行政の通常の運営において入手することができ、これを交換するものとする。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱われなければならない。租税の賦課及び徴収に關し、

第十九条

面締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施、租税に關する詐欺の防止又は脱税に対処するための法規の実施に必要な情報で、両締約国のそれぞれがその税法に基づいて行政の通常の運営において入手することができ、これを交換するものとする。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱われなければならない。租税の賦課及び徴収に關し、

条約の条項を再検討する希望を他方の締約国に通告することができ、この場合には、両締約国は、この要請された再検討を行なうものとす、その再検討は、両締約国が適当と認める時期(当該通告を受けた日から六箇月以内でなければならぬ)及び場所において行なうものとする。ただし、本文の規定は、両締約国が、この条約の効力発生の日から三年の期間内の改訂で前記の期間の経過前に行なうことが望ましいとされるに至つたものに関して交渉を開始することを妨げるものではない。

(4) いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から三年の期間が経過した後は、いずれの年においても、この条約を終了させる意思の通告を他方の締約国に対し与えることができる。その通告は、通告が与えられた年の六月三十日以前に他方の締約国に対し与えなければならず、その場合には、この条約は、(a) 日本国においては、その通告が与えられた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について、(b) ニュー・ジブランドにおいては、その通告が与えられた年の翌年の四月一日以後に開始する各所得年度において生ずる所得について、効力を失ふものとする。

以上の証拠として、下名は、それぞれ政府からこのために正当な委任を受け、この条約に署名した。

千九百六十三年一月三十日にウェリントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
原簿
ニュー・ジブランド政府のために
キース・ホリオーク

〔井上清一君登壇、拍手〕
井上清一君 たいま議題となりまして三件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

三條約は、いずれも所得税及び法人税に關する二重課税の回避と脱税の防止を目的とするものでありまして、わが国が従来各國と締結しているものとは同様の内容のものでありますが、特にOECD諸國が採用しているひな形をも参考としたものであります。これらの条約は、いずれも大体同じ内容のものでありまして、二重課税回避及び脱税防止に關する一般規定のほか、配当、利子、特許使用料についての軽減税率の適用、教授、留学生、短期旅行者、航空機等に対する相手国租税の免除及び船舶に対する相手国租税の免除または軽減等を規定しております。

委員会は、おきましては、わが国の對外経済、技術交流の事情、特にわが國と工業先進國または低開發國との間の特許使用料受け払い状況、在日外國商社の活動状況等につき、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は會議録により御承知願いたいと存じます。

委員会は三月十二日採決の結果、三件とも多数をもって承認すべきものと決定いたしました。
以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。三件全部を問題に供します。三件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて三件は承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第六、プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案、
日程第七、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、
○議長(重宗雄三君) 日程第六、プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案、
(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上兩案を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。商工委員長赤岡文三君。
審査報告書
プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月五日
商工委員長 赤岡 文三
参議院議長重宗雄三殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、プラント類の輸出の促進を図るため、違約金の支払義務を伴わない保証条項を含むプラント類輸出契約について補償契約を締結することができることとするとともに、プラント類輸出促進臨時措置法の有効期間を四年延長しよとするもので、妥当な措置と認める。
二、費用
本法施行のため、補償契約締結の限度として六十億円、その他二百十三万円が昭和三十八年度予算に計上されている。

プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十三年二月二十二日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長重宗雄三殿

プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案
プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案
プラント類輸出促進臨時措置法(昭和三十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。
第二条第六項中「支払義務」を「支払、機械又は装置の取替その他の必要な措置を講ずる義務」に、「違約金を支払ひ又は当該違約金の支払に代

えて機械若しくは」を「違約金の支払、機械又は」に改める。
第四条中「違約金の支払限度額」を「第二条第六項の義務の履行のための負担の限度額」に改める。
附則第三項中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。
附則
この法律は、公布の日から施行する。
〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕
中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十三年三月八日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長重宗雄三殿

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項及び第二十二條第二項中「四十五億円」を「七十五億円」に改める。
附則
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

昭和三十八年三月十三日 参議院會議録第十三号
所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本國とオーストリア共和國との間の条約の締結について承認を
求めるの件外二件 プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案外一件
二六七

昭和三十八年三月十三日 参議院會議録第十三号

プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案 医

二六八

〔赤間文三君登壇、拍手〕

○赤間文三君 たいだいま議題となりました二法案について、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在のプラント類輸出促進臨時措置法は、プラント類を輸出する者が、いわゆるコンサルティングの欠陥によって損失をこうむつた場合、その損失の一部を政府が補償しようとする契約を締結できることといたしました。これによりまして、プラント類の輸出を促進しようとするものでございますが、今回これを改正いたしました。第一に、契約できる範囲をますます拡大し、今まで違約金の支払い義務を含むものに限られていたのを、新たに、機械または装置の取りかえ等の保証条項を含む輸出契約についても補償契約ができることとし、第二に、法律の有効期間を昭和四十二年三月三十一日までと、さらに四年間延長しようとするのが、その内容となっております。

委員会におきましては、現行法が施行をせられましてから今日までに、補償契約がわずか一件にすぎなかつたその理由はどうか、及び今後の増加の見通し、機械及びプラント類の延べ払い

対策、填補率の引き上げと補償料率の引き下げ等の問題について、熱心なる質疑応答が行なわれましたが、詳細は會議録によつて御承知を願います。かくて質疑を終局し、討論もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもつて可決すべきものと決定をいたしました。

次に、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、中小企業信用保険公庫に對する政府出資を昭和三十八年度において三十億円増加しようとするものでございまして、これは従来の融資基金百十三億円に加えて、信用保証協会に對する貸付に充てられ、これにより信用補完事業は大きく拡大されるというのでございまして。

委員会におきましては、保証協会に對する監督指導、協会役員構成と協会運営の態度、保証料と貸付利率の關係等、各般にわたりました熱心な質疑応答が行なわれたのでございまして、詳細は會議録によつて御承知を願います。

質疑を終り、討論はなく、採決の結果、本法案も全会一致をもつて可決すべきものと決定をいたしました次第でございまして。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両案全部の問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第八、北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長佐野廣君。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年三月八日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長重宗雄三殿

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案

北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「二十五億円」を「三十五億円」に改める。

附則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

〔佐野廣君登壇、拍手〕

○佐野廣君 たいだいま議題となりまして北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その内容、委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

北海道及び東北地方における産業開発の進展に伴い、公庫に対する出資及び融資の要請は年々増大しておりますが、同公庫の貸出原資の大半を占めております債券の発行高が、昭和三十七年度末においてその限度額に達する見込みでありますので、この際、公庫の資本の充実をはかることに、債券発行限度額を引き上げるため、産業投資特別会計から十億円を出資し、公庫の資本金を三十五億円にしようとするものであります。

委員会におきましては、公庫の運営及び業務の状況、公庫の出資及び融資によるこれらの地方の開発の進捗状況、第二次北海道総合開発計画の構想、北海道及び東北地方への資金の配分等につきまして、熱心なる質疑が行なわれましたが、その詳細は會議録によつて御承知願います。かくて質疑を終り、討論採決の結果、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第九、医療金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長加瀬完君。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年三月八日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 重宗雄三殿

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

医療金融公庫法(昭和三十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「五十五億円」を「八十一億円」に改める。

附則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

〔加瀬完君登壇、拍手〕

○加瀬完君 ただいま議題となりました医療金融公庫法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

本法律案は、医療金融公庫の業務の伸展に対応いたしましたので、その資金

を増加するとともに、貸付条件を改善するため、一般会計からさらに二十六億円を出資し、現在五十五億円である公庫の資本金を八十一億円に改めんとするものであります。

委員会においては、厚生大臣及び政府委員に対し熱心な質疑が行なわれ、特に貸付条件の改善については、病院、診療所における老朽化の改築、違反建築の改善等に対する貸付利率八分を六分五厘に改め、医療器械についても、診療機能の向上に資するものであれば、現行の利率九分を八分に引き下げ、また、公庫の貸付原資として百十億円を予定しているが、年度内契約においては百二十億円まで貸付契約ができる等が明らかにされました。

質疑を終わり、討論採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本会全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第十、道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長長金丸富夫君。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

道路運送車両法の一部を改正する法律案

右

昭和三十八年二月十八日

内閣総理大臣 池田 勇人

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項、第三項及び第四項中「けん引し」を「牽引し」に改め、同条第七項中「又は軽車両運送事業者」及び「又は軽車両運送事業者を削る。

第三条中「及び特殊自動車」を、「大型特殊自動車及び小型特殊自動車」に改める。

第四条中「軽自動車」の下に、「小型特殊自動車」を加える。
第五条第二項中「特殊自動車」を「大型特殊自動車」に改める。

第十一条第一項中「第二十六条」を「第二十五条」に改める。

第十二条第一項中「記載されている」の下に「型式」を加える。

第十四条第二項前段中「の謄本」を削り、同項後段を削り、同条第三項中「自動車登録原簿に第九条の規定に準じて、」を「当該自動車登録原簿に」に改め、同条第七項を削り、同条

第八項中「の謄本」を削り、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第二項後段の規定による当該自動車登録原簿の表示をまつ、消す」とも

に「を削り、同項を同条第八項とする。

第二十条第一項中「第二十六条」を「第二十五条」に改める。

第二十一条第一項中「閉鎖した

場合においては、その日から五年間」を削り、「場合においては、その日から十年間これを」と「場合は、その日から五年間」に改める。

第二十二條に次の一項を加える。

3 何人も、陸運局長に対し、第一百

二条に定める手数料のほか郵送料を納付して、新規登録用謄本以外の

の自動車登録原簿の謄本又は自動車登録原簿の抄本の送付を請求す

ることができ

る。

第二十五条に次の二項を加える。
2 前項の指定には、条件又は期限を附し、及びこれを変更することが

できる。

3 前項の条件又は期限は、第一項の規定により指定を受けた者(以下「自動車登録番号標交付代行者」とい

う)が行なう自動車登録番号標の交付が適切に行なわれるために必要とする最小限度のものに限

り、かつ、当該自動車登録番号標交付代行者に不当な義務を課することとならないものでなければ

ならない。

第二十六条第一項中「前条の規定により指定を受けた者(以下「自動車登録番号標交付代行者」とい

う)を「自動車登録番号標交付代行者」に改める。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(遵守事項)

第二十八条の二 この法律に規定するものほか、自動車登録番号標

の管理の方法、事業場に掲示すべき事項その他自動車登録番号標の

適正な交付の確保のために自動車登録番号標交付代行者の遵守すべき事項は、運輸省令で定める。

2 運輸大臣は、自動車登録番号標

交付代行者が前項の運輸省令で定める事項を遵守していないため自動車登録番号標の適正な交付が確

保されていないと認めるときは、当該自動車登録番号標交付代行者に対し、自動車登録番号標の管理の方法の改善その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第四十条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 車輪にかかる荷重

第四十一条第十二号中「煤煙」を「ばい煙」に改め、同条第十三号中「燈火装置」の下に「及び反射器」を加える。

第四十四条中第八号を第十一号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 方向指示器

十 後写鏡

第四十四条中第六号を第七号とし、同条第五号中「前照燈」の下に「番号燈、尾燈、制動燈」を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

- 五 ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置

第四十八条及び第四十九条を次のように改める。

(定期点検整備)

第四十八条 自動車(小型特殊自動車を除く。以下この条及び次条に

おいて同じ)の使用者は、自動車運送事業の用に供する自動車及び運輸省令で定める自家用自動車にあつては一月ごとに、その他の自動車にあつては六月ごとに、運輸省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

2 自動車の使用者は、前項の点検を行なつた結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあると認めるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

(定期点検整備記録簿)

第四十九条 自動車の使用者は、当該自動車について、前条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を定期点検整備記録簿に記載しなければならない。

- 一 点検の年月日
- 二 点検の結果
- 三 整備の概要
- 四 整備を完了した年月日

2 前項の場合において、第七十八条の自動車分解整備事業者が分解整備(原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、

緩衝装置又は連結装置を取りはずして行なう自動車の整備又は改造であつて運輸省令で定めるものをいう。以下同じ)の工事をしたときは、当該自動車分解整備事業者の交付する第九十一条第二項の分解整備記録簿の写しをもつて定期点検整備記録簿の当該事項の記載に代えることができる。

3 定期点検整備記録簿は、その記載の日から一年間保存しなければならない。

第五十条第一項中「自動車運送事業者にあつては」を「自動車運送事業者又は乗車定員十人以下で車両総重量八トン以上の自家用自動車の使用者は」に改める。

第五十五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 運輸大臣は、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣の指定する自動車整備士の養成施設の課程を修了した者その他一定の資格を有する者に対して、学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

第五十八条中「軽自動車」の下に「及び小型特殊自動車」を加える。
第五十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 陸運局長は、前条の検査を受けようとする者に対し、当該自動車に係る第四十九条の定期点検整備記録簿の呈示を求めることができる。

第六十条中「適合し、且つ、申請者が当該自動車を使用する権利を有する」を「適合する」に改め、同条第七号及び第十五号中「特殊自動車」を「大型特殊自動車」に改め、同条第十六号中「被けん引自動車」を「被牽引自動車」に、「けん引自動車」を「牽引自動車」に改める。

第六十一条第二項中「第六十三条第三項」の下に「(第六十四条第二項及び第六十七条第三項において準用する場合を含む)」を加える。

第六十二条第一項中「適合し、且つ、申請者が当該自動車を使用する権利を有する」を「適合する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第五十九条第二項の規定は、第一項の検査について準用する。

第六十三条第一項中「自動車の使用者」を「自動車(軽自動車を含む。以下第三項までにおいて同じ)の使用者」に改め、同条第三項中「適合し、且つ、呈示をした者が当該自動車を使用する権利を有すると認めるときは、」を「適合すると認めるときは、軽自動車にあつてはその旨を証明し、その他の自動車にあつては」に改め、同条第四項中「前条第二項の

規定は、前項」を「第五十九条第二項及び前条第二項の規定は、前項の検査及び同項」に改める。

第六十五条第二項中「自動車」の下に「(軽自動車を含む)」を加え、同条第三項中「自動車の」を「自動車(軽自動車を含む)」につき、軽自動車にあつては保安基準に適合する旨の証明、その他の自動車にあつては」に改める。

第六十七条第二項中第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 被牽引自動車にあつては、牽引自動車の車名又は型式を変更したとき。

第六十七条第二項第二号の次に次の一号を加える。

三 燃料の種類を変更したとき。
第七十一条第五項中「第六十三条第三項」の下に「(第六十四条第二項及び第六十七条第三項において準用する場合を含む)」を加える。

第七十二条及び第七十四条第一項中「自動車の検査」を「自動車(軽自動車を含む)」の検査」に改める。

第七十七条中「軽自動車以外の自動車」を「自動車(小型特殊自動車及び二輪の軽自動車を除く)」に改め、同条第一号中「電気自動車(電動機を原動機とする自動車をいう。以下同じ)以外の」を削り、「特殊自動車」を「大型特殊自動車」に改め、同条第

二号中「電気自動車以外の小型自動車」を「小型自動車及び三輪以上の軽自動車」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 軽自動車分解整備事業(三輪以上の軽自動車を対象とする自動車分解整備事業)

第九十条中「当該自動車」の下に「の分解整備に係る部分」を加える。

第九十一条第一項第一号中「第六十条後段」の下に「又は第九十七条の三第一項」を加え、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 自動車分解整備事業者は、当該自動車の使用者の請求があつたときは、前項各号に掲げる事項を記載した分解整備記録簿の写しを交付しなければならない。

第九十四条の六第一項第一号中「第六十条後段」の下に「又は第九十七条の三第一項」を加える。

第九十七条第四項中「特殊自動車」を「大型特殊自動車」に改める。

第九十七条の二第一項中「当該地方公共団体の長の書面を提出し」を「に足る書面を呈示し」に改め、同条第二項中「提出」を「呈示」に改める。第九十七条の三第二項に後段として次のように加える。

この場合において、「その後面の見易い位置」とあるのは、「運輸

省令で定める位置」と読み替へるものとする。

第九十七条の三に次の一項を加える。

3 前項において準用する第七十三条第一項の規定により軽自動車に表示する車両番号標に関する事項は、運輸省令で定める。

第九十九条第三号中「第二十五条を」
「第二十五条第一項」に改め、同条第五号中「第三十二条」を「第二十八条の二第二項又は第三十二条」に改める。

第一百零一条第一号及び第四号中「第四十九条」を削り、同条第五号中「及び第七十六条」を「第七十六条及び第九十七条の三第三項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行前に改正前の道路運送車両法(以下「旧法」といふ)第十四条第一項の規定により申請された登録換えについては、なお従前の例による。

2 前項の規定により閉鎖した自動車登録原簿は、その閉鎖の日から五年間保存しなければならない。

3 この法律の施行前に旧法第十四条第七項の規定により閉鎖した自動車登録原簿の保存については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に乗車定員十人以下で車両総重量八トン以上の家用自動車を使用する者であつて第五十条第一項の規定の改正により新たに五ト以上九ト以下の自動車の使用の本拠につき整備管理者を選任しなければならない

第四條 この法律の施行前にした旧法の規定による自動車分解整備事業の認証は、運輸省令で定めるところにより、新法の規定に基づいてしたものともみなす。その認証の申請についても、同様とする。

2 この法律の施行の際現に軽自動車分解整備事業に相当する事業を経営している者は、新法第七十八条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から一年間は、軽自動車分解整備事業の認証を受けたものとみなす。その者が、その期間内に新法第七十八条第一項

の認証を申請した場合において、認証があつた旨又は認証をしない旨の通知を受ける日まで、同様とする。

3 前項の規定により軽自動車分解整備事業の認証を受けた者とみなされたものは、この法律の施行の日から一年間は、新法第八十六条第一項各号の一に該当しない者を検査主任者に選任することができる。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鉄道抵当法の一部改正)
第六条 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項第三号中「軽自動車」の下に「小型特殊自動車」を加える。
(工場抵当法の一部改正)
第七条 工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条ノ二中「軽自動車」の下に「小型特殊自動車」を加える。
(自動車抵当法の一部改正)
第八条 自動車抵当法(昭和二十六年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「特殊自動車」を「大型特殊自動車」に改める。
(道路交通事業抵当法の一部改正)

第九条 道路交通事業抵当法(昭和二十七年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。
第七条第一項中「軽自動車」の下に「小型特殊自動車」を加える。
(自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正)

第十条 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第四百四十五号)の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「及び二輪の軽自動車」を「二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車」に改める。

(金丸富夫君登壇 拍手)
○金丸富夫君 たいま議題となりました道路運送車両法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審議の経過及び結果について御報告いたします。

現行法は、自動車に関する基本法として、自動車の登録、検査及び整備並びに整備事業等について規定しているものでありますが、御承知のように、最近における自動車台数の増加はもと二月末の数字によりますと、本法の対

昭和三十三年三月十三日 参議院會議録第十三号 道路運送車両法の一部を改正する法律案

象となる自動車台数だけでも五百二十万台に達しているのをごさいます。しかも、その性能、種類も変化し、速度も高速化している状況でありますので、これに対応して、一面、車両の保安確保の見地から、また他面、登録検査制度の合理化及び簡素化をはかるために、今回の改正法案が提案されたのであります。

本改正法案の主要な点について申し上げますと、第一点は、自動車の使用者に対し定期点検及び整備の義務を課したことであります。

第二点は、軽自動車を臨時検査の対象とし、また、三輪以上の軽自動車の分解整備事業を認証制の対象に加えたことであります。

第三点は、現在軽自動車に含まれている農耕作業用軽自動車及び特殊作業用軽自動車を、新たに小型特殊自動車として一種別を設け、陸運局長への使用の届出を要しないこととしたことであります。

以上が主要な改正点であります。さらに、整備管理者の選任義務の加重、自動車登録番号標交付代行者に対する監督の強化等の措置がとられることとなります。

委員会の審議におきましては、自動車台数の激増に対応する検査登録関係要員の確保及び施設の整備についての対策、車両保安の確保と関連しての都市交通対策、その他当面の自動車行政

全般について熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は會議録により御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十分散会

出席者は左の通り。

議長 重宗 雄三君
副議長 重政 庸徳君

議員

森 八三二君 渋谷 邦彦君
牛田 寛君 沢田 一精君
林 塩君 山高しげり君
石田 次男君 野知 浩之君
二木 謙吾君 鈴木 一弘君
中尾 辰義君 鳥島徳次郎君
青田源太郎君 赤間 文三君
加賀山之雄君 浅井 亨君

北條 筒八君 増原 恵吉君
鈴木 恭一君 森部 隆輔君
堀本 宜実君 奥 むめお君
和泉 覚君 柏原 ヤス君
上原 正吉君 古池 信三君
最上 英子君 市川 房枝君
二宮 文造君 小平 芳平君
河野 謙三君 三木與吉郎君
佐藤 尚武君 白木義一郎君
辻 武寿君 原島 宏治君
太田 正孝君 北口 龍徳君
丸茂 重貞君 栗原 祐幸君
熊谷太三郎君 久保 勘一君
石谷 憲男君 植垣弥一郎君
徳永 正利君 鹿島 俊雄君
仲原 善一君 中野 文門君
豊田 雅孝君 天坊 裕彦君
山下 春江君 山本 利壽君
館 哲二君 青柳 秀夫君
平島 敏夫君 鍋島 直紹君
堀 末治君 藤野 繁雄君
新谷寅三郎君 西郷吉之助君
木内 四郎君 杉原 荒太君
田中 茂穂君 大野木秀次郎君
寺尾 豊君 平井 太郎君
黒川 武雄君 西川甚五郎君
日高 広為君 大谷 賛雄君
小西 英雄君 上林 忠次君
温水 三郎君 木島 義夫君
岸田 幸雄君 谷村 貞治君

山本 杉君 川上 為治君
谷口 慶吉君 北島 教真君
金丸 富夫君 櫻井 志郎君
松野 孝一君 柴田 栄君
江藤 智君 稲浦 鹿藏君
石井 桂君 井上 清一君
岡村文四郎君 加藤 武徳君
梶原 茂嘉君 小林 武治君
吉武 恵市君 高橋 衛君
草葉 隆圓君 小柳 牧衛君
杉浦 武雄君 小山邦太郎君
林屋亀次郎君 那 祐一君
安井 謙君 高橋進太郎君
木村篤太郎君 津島 壽一君
斎藤 昇君 矢山 有作君
野々山一三君 柳岡 秋夫君
長谷川 仁君 瀬谷 英行君
吉田忠三郎君 渡辺 勘吉君
村山 道雄君 田中 清一君
林 虎雄君 大森 創造君
豊瀬 禎一君 佐野 廣君
後藤 義隆君 林田 正治君
武内 五郎君 北村 暢君
横山 フク君 前田 久吉君
伊藤 顕道君 光村 甚助君
大河原一次君 村松 久義君
松澤 兼人君 藤田藤太郎君
中村 順造君 下村 定君
木村禎八郎君 阿部 竹松君
久保 等君 岩間 正男君

須藤 五郎君 小林 武君
松本 賢一君 佐藤 芳雄君
杉山善太郎君 高山 恒雄君
安田 敏雄君 山本伊三郎君
永末 英一君 横川 正市君
鈴木 強君 鈴木 壽君
田上 松衛君 向井 長年君
水岡 光治君 藤田 進君
加瀬 完君 阿具根 登君
近藤 信一君 田畑 金光君
天田 勝正君 成瀬 輪治君
小酒井義男君 佐多 忠隆君
藤原 道子君 村尾 重雄君
大和 亨一君 野濤 勝君
羽生 三七君

國務大臣
内閣総理大臣 池田 勇人君
大蔵大臣 田中 角榮君
文部大臣 荒木萬壽夫君
通商産業大臣 福田 一君
運輸大臣 渡部健太郎君
労働大臣 大橋 武夫君

政府委員
内閣官房副長官 八田 貞義君
内閣法制局長 山内 一夫君
第一部長
北海道開発 小西 英雄君
政務次官 飯塚 定輔君
外務政務次官 渡海元三郎君
厚生政務次官

〔第十号参照〕

審査報告書

警察法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年二月二十一日

地方行政 石谷 憲男
委員長

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、警察事務の能率的な運営を図るため、(一)全国的な幹線道路における交通の規制に関する事務を管区警察局に分掌させること、(二)麻薬関係事務の増加に対処するため警察庁の職員定員を改正して、新たに警察官十人を増員すること、(三)観光事業者等が建設する道路運送法上の自動車道が二以上の都道府県の区域にわたるものであるときは、これらの道路においても、警察官の管轄区域外の職権行使ができることとする等を主な内容とするもので、妥当なものと認められた。

二、費用

本法施行に要する経費は、約三百萬円で昭和三十八年度一般会計予算に計上されている。

昭和三十一年三月十三日 参議院會議録第十三号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月二十一日

定價 一部 十五円
(送料別)
 發行所
 東京都港区赤坂英町二番地
 大藏省印刷局 電話 東京 六〇〇一
 官 課